

マネジメント編

良好な河川景観を育む



4 章 景観形成の仕組みづくり

4.1 流域における連携

河川の景観は、流域の土地利用のあり方や、河川周辺のまちづくり、人々による河川空間の利用等、流域や地域のあり方に大きな影響を受けている。とりわけ、市街地を流れる中小河川においては、河川景観の中に占める建物や構造物等の割合が高く、河川背後のまちづくりのあり方が、河川景観に与える影響は極めて大きい。

したがって、河川を軸とした良好な景観を形成するためには、河川管理者、地方公共団体、市民、企業等が連携した取り組みを行うことが望ましい。

4.1.1 景観形成における流域の連携の視点

良好な河川景観の形成に向けた河川管理者、地方公共団体、市民、企業等が連携した取り組みにおいては、以下の視点が大切である。

- (1) まちづくりとの一体的な取り組み
- (2) 河川周辺の景観資源の活用
- (3) 景観法の活用

本節では、河川景観形成において河川管理者、地方公共団体、市民、企業等が連携すべき視点について、事例等をもとに紹介する。なお、「7 章 骨格のデザイン」にも、まちづくりにおける河川景観の観点からの検討や配慮について述べているので参照のこと。

■ 流域の連携の視点

まちづくりとの一体的な取り組み

まちづくりの上位計画である都市計画等における河川の位置づけを明確にすることや、河川の計画・事業面でまちづくりと一体的に実施すること等により、良好な河川景観の整備や保全と調和したまちづくりを誘導する。

河川周辺の景観資源の活用

特に用地に余裕のない中小河川において、緑地、公園、寺社等の河川周辺の景観資源を取り込んだ景観形成をはかる。

景観法の活用

景観法における景観計画区域や景観重要公共施設（河川）等の指定に積極的に関与することにより、河川を軸とした景観計画を作成する。

4.1.2 まちづくりとの一体的な取り組み

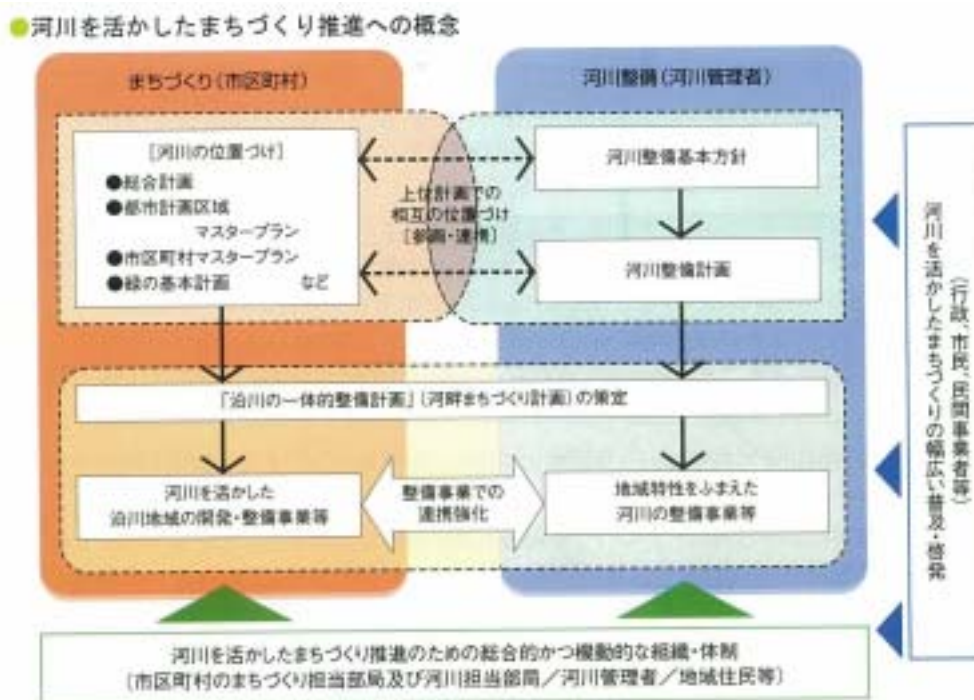
従来、河川の整備とまちづくりの事業は別々の体系で進められ、もともとその河川が備えている空間構造に応じた河川の利用や景観のあるべき姿と、地域における河川の位置づけや河川への要請とは必ずしも整合・調和せず、結果として良好な河川景観が失われがちであった。

河川とまちづくりの計画や事業においては、河川管理者、地方公共団体、市民、企業等は連携して、以下の視点から、一体的な取り組みを行っていくことが大切である。

- (1) 都市計画等における河川の位置づけの明確化
- (2) まちづくりと一体となった河川の整備に関する計画段階と事業実施段階での連携
- (3) 河川周辺の市街地における規制・誘導方策での連携

河川とまちづくりが連携し、機能的にも景観的にも調和した一体的な空間づくりを実現していくためには、河川の計画段階において関連地方公共団体のまちづくり関係の部局を加えて検討したり、その逆に関連地方公共団体のまちづくり計画の検討段階に河川管理者が積極的に関与したりする等、それぞれの計画策定チームに相互に参画をはかり、必要に応じて総合的・機動的な組織・体制づくりを行いながら、まちづくりの主体である地方公共団体と河川管理者がそれぞれの上位計画において将来像を共有することが大切である。

また、そのうえで、地方公共団体と河川管理者に市民や企業も交えて、河川と周辺地域を一体的に整備、管理、利用していくために連携することが必要である。



出典：河川を活かしたまちづくり事例集

(1)都市計画等における河川の位置づけの明確化

河川とまちづくりは独立した計画体系をもっているが、それぞれの上位計画を策定するにあたっては、相互に参画・連携し、交流をはかり、それぞれの計画の中に、河川では河川周辺のまちづくりについて、都市では河川の位置づけについて明確にし、基本的な方向や将来像を共有することが必要である。

すなわち、河川管理者が策定する河川整備計画においては、河川整備の実施に関する事項について、地方公共団体等との調整のうえ、一体的な事業の実施を具体的に記述していくことが望まれる。

各地方公共団体では地方自治法に基づく総合計画を策定し、行政の将来ビジョンすなわち政策方針を示した最も根幹的な計画として利活用している。また、都市計画法では、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他の事項に関する現況や将来の見通しについての調査（都市計画基礎調査）を行い、これにより、都市化の動向に応じた都市計画の見直しをはかることとなっている。

したがって、都市計画や総合計画の策定や見直しに際しては、河川管理者も積極的に参画し、その中に河川の位置づけを明確にしておくことが望まれる。

こうして、相互の上位計画の中に河川・まちの位置づけを明確にしたうえで、その整備の基本的な方向性や将来像を共有していくことが大切である。

【参考】都市計画の枠組み

都市計画の視点から計画を体系づけると下図に示すように整理される。

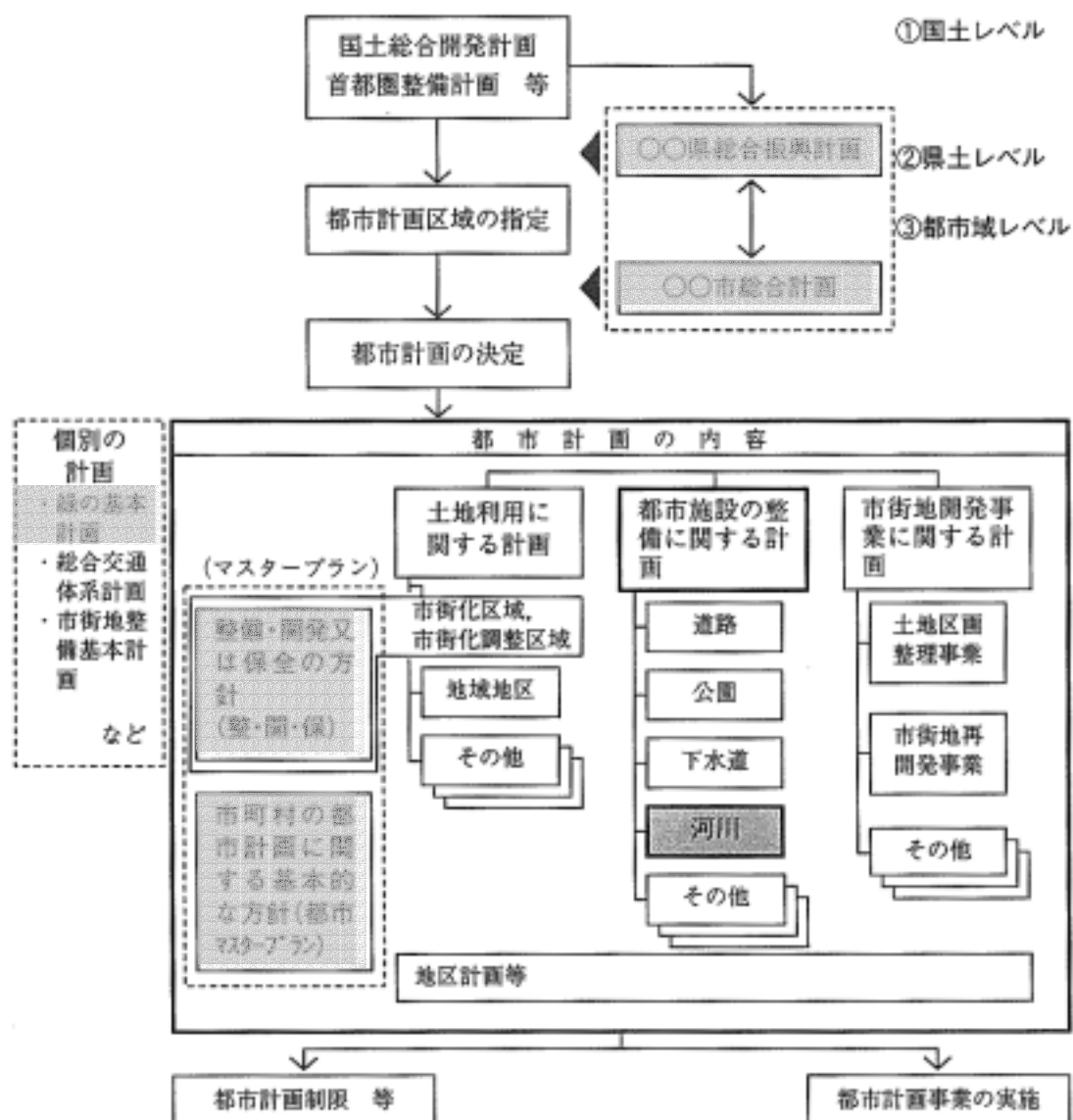
各種の整備の計画に河川を位置づけていくためには、以下のようなことが考えられる。

市総合計画：地方公共団体の総合計画に河川を位置づけていく

緑の基本計画：都市の緑と水の整備方針を示す緑の基本計画に河川を取り込んでいく

都市マスタープラン：市町村の長期的な都市像を示す都市マスタープランに河川を位置づけていく

都市計画：拘束性をもつ都市計画に都市施設として河川を位置づけていくとともに、都市計画決定の際の課題を検討する



注) 市街化区域、市街化調整区域(いわゆる「線引き」)の設定は、すべての都市計画区域で行われるわけではない。このため、「整備・開発・保全の方針」が定めてない都市計画区域もある。

出典：河川を活かしたまちづくりのために

太田川のデルタに立地する広島市では、「広島市都市美計画」(昭和 56 年)、「広島市 H O P E 計画」(昭和 60 年)で示された良好な河川空間の景観形成とリバーフロントにおける住宅建設の推進を実現するため、平成元年に「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」を創設した。さらに、その後策定された「水の都整備構想」の具現化に向けて、平成 7 年には、J R 広島駅周辺の京橋川・猿猴川周辺の地区をモデル地区とした「水の都モデル整備計画」を策定し、市街地再開発事業や橋梁架け替え事業にあわせた整備を進めており、平成 8 年には「リバーフロント地区地区計画」の都市計画を行い、平成 15 年 1 月に新たに「水の都ひろしま」構想をとりまとめる等、「水の都」の実現に向けた環境整備を進めてきた。

「水の都ひろしま」構想の目的は、水辺等における都市の楽しみ方の創出、都市観光の主要な舞台づくり、「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり、の 3 点であり、これまでの水辺の整備にくわえて、水辺の活用や活動を円滑かつ効果的に進めるためのネットワークづくり等、ソフトな取り組みを重視している。

【リバーフロント建築物等美観形成協議制度】(4-16 頁参照)

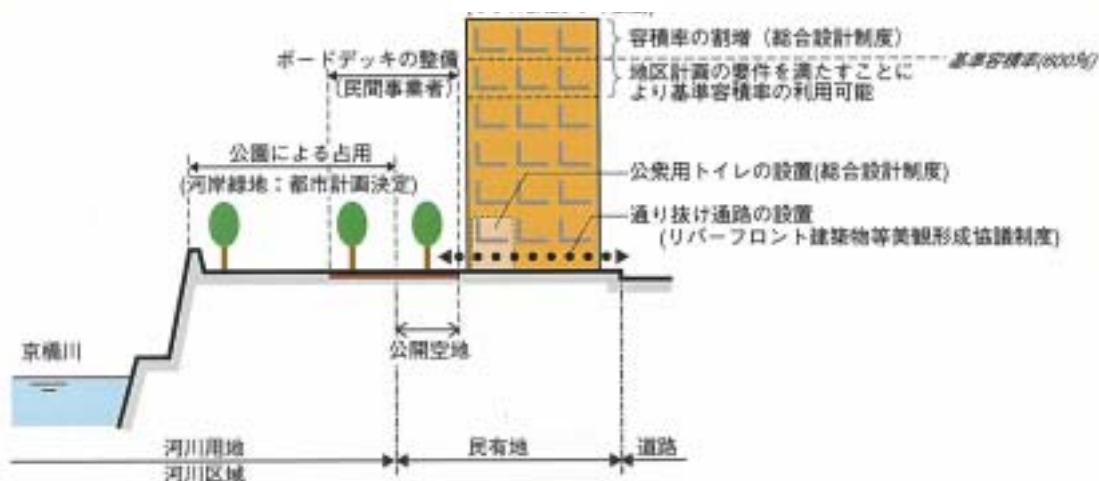
平成元年に広島市が創設した独自の制度。デルタ市街地内の河川および港湾の護岸から 200m 以内の地区で行われる一定規模以上の建築行為、屋外広告物の設置に際して、事前に市に届出と協議を行うもの。

【リバーフロント地区地区計画】

平成 8 年 3 月に都市計画決定された都心地区の京橋川・猿猴川周辺約 30.2ha を対象とした地区計画。一部の地区では、建物用途、敷地面積、壁面後退に関して一定の要件を満たさない場合、基準容積率を 200 % および 100% 減じている。



京橋川右岸に位置するホテルは、京橋川沿岸地区B地区に該当し、基準容積率使用の要件である建物の1階部分が住宅でないこと等を満たしていることから、基準容積率を利用することが可能となった。さらに、河岸緑地に面して公開空地を設置したことや通り抜け通路に面して公衆用トイレを設置したこと等により、総合設計制度にもとづき、基準容積率の割り増しが行われた。こうして、ホテル建て替えに際して、公開空地と河岸緑地の一部が一体的に整備され、良好な河川空間が形成されたものである。



項目		河川とまちの分担関係
河川区域および権原の設定		・河川区域＝河川用地
まちづくり上の区域設定		・河川区域と民間開発区域の重複はなし (ただしボードデッキ整備部分は一部重複)
費用負担	用地費	・用地費はなし
	整備費	・河岸緑地は市[河岸緑地整備事業(都市公園事業一補助)] ・河岸緑地内のボードデッキ整備は民間事業者
	維持管理費	・河岸緑地は市 ・河岸緑地内のボードデッキは整備後10年間は民間事業者が負担し、その後は河岸緑地管理者である市が負担
河川区域の占用		・市が公園として占用
民間事業者へのインセンティブ		・河岸緑地側に公開空地を設置したことなどによる容積率の割り増し(総合設計制度) ・公益性の確保や雇用の創出を前提とした地域総合整備資金貸付の活用 ・河岸緑地と公開空地の一体的整備により、公開空地以上の広がり確保

出典：河川を活かしたまちづくり事例集

風致地区の指定による河川景観の保全

あしやがわ
兵庫県・芦屋川

風致地区は自然環境の保全と開発の調和をはかるために都市計画法に定められている制度である。

芦屋市では、都市における緑豊かな生活環境を守ることを目的として、芦屋川周辺の約33haで第1種、第3種の風致地区を定めている。

風致地区においては、建築物の高さや建ぺい率について以下のような規制を行っているが、芦屋川周辺の地区においては建築物のスカイラインを揃えることで、芦屋川と周辺の樹木からなる良好な河川景観を保全している。



提供：三宅正弘

種別	建物高さ	建ぺい率	外壁の後退距離		緑地率	工作物高さ
			道路側	隣地側		
第1種	10m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	50%以上	10m以下
第2種	10m以下	30%以下	2m以上	1.0m以上	40%以上	10m以下
第3種	15m以下	40%以下	2m以上	1.0m以上	30%以上	15m以下

また、隣接する神戸市東灘区でも、昭和45年に約8haを芦屋川風致地区として指定し、同様の規制を行っている。その指定理由等は、以下のとおりである。

指 定 理 由	隣接する芦屋川沿岸の松林と一体化した風景は、目にとまる地区であり、当地区を風致地区に指定し、芦屋市とともに芦屋川沿岸の自然美を維持しようとするものである。	
指 定 要 件	樹木に富める住宅地等を含む良好な自然的景観	
主 な 風 致 要 素	自 然 環 境	クロマツを主体とした緑豊かな住宅地
	自 然 景 観	芦屋市から広がる芦屋川沿川の緑豊かな景観
	そ の 他	大区画の住宅地
地 区 特 性	市街地内に屋敷林など樹木の多い地区であり、大区画の緑豊かな住宅地として良好なイメージを保っている。開発圧の高い市街化区域内の住宅地である。	
風 致 保 全 目 標	緑と川、海がつながる地形特性をいかした、ゆとりと親しみのある風致を形成するため、芦屋市側の風致地区と一体として、既存樹木の保全や生垣の育成など緑の多い住宅地環境を形成する。また、市民が自らの手で育ててきた良好な住宅地を、次世代へ引き継いでいく。	
風 致 保 全 方 針	保 全 方 針	1. 地区内に残されたクロマツ等の屋敷林や大径木といった、当地区を特色づける風致要素を保全する。 2. 接道部の庭木や生垣および石積み等のつくる良好な景観を保全する。
	育 成 方 針	1. 生垣化や接道部の緑化など、地区内の景観に配慮した緑化を行い、緑の多い住宅地環境を形成する。

(2) まちづくりと一体となった河川の整備に関する計画段階と事業実施段階での連携

河川を活かしたまちづくりを実践している地域では、上位計画だけでなく、整備地区を対象に河川と河川周辺地区を含む地区レベルでの一体的な整備計画を具体的に立案し、この中で計画や事業の調整が行われている。

河川を活かしたまちづくりに取組んでいく区間・地区については、河川管理者とまちづくり部局とが相互に連携して整備計画を立案し、この計画にもとづいてそれぞれの事業を展開していくことが不可欠である。

このように、河川とまちづくりとが一体的な整備計画を立案していくためには、先にも述べたように、それぞれの計画づくりに相互に参画していくことが必要であるが、さらにそれを進めて、河川管理者と地方公共団体との間で、日常的な情報の交流・意見の交換を行い、相互の事業の立案・実施にあたって速やかに協議を行うための組織を常設することも大切である。例えば、河川整備計画を策定するため、河川管理者と河川周辺の地方公共団体等で構成される会議等を発展・活用していくこともそのひとつの方法と考えられる。

また、河川の整備とまちづくり事業では、実施する区域やスケジュール等の面で整合をはかりにくく、その結果としてデザインの不整合等の問題が生じていることから、事業実施段階において連携をはかることにより、一体的な空間整備が可能となるとともに、事業の効率化、周辺環境への影響の緩和等の効果も期待できる。

なお、河川を活かしたまちづくりの推進のために利用できる主な制度の概要を次頁に整理した。河川においては、「ふるさとの川整備事業」、「マイタウンマイリバー整備事業」等といった、まちづくりとの連携が可能な事業も創設されている。

河川整備やまちづくりに関するこれらの事業や制度は、それぞれ個別に活用するだけでなく、河川および河川周辺の整備の特徴や目的にあわせ、複数の事業や制度をうまく適用・連携することが望まれる。

まちづくりと一体となった河川整備に関連する主な制度の概要（1/2）

分類	事業名	目的
河川事業	高規格堤防（スーパー堤防）整備事業	人口や資産が高密度に集積した都市部を流れる河川において、背後地での市街地整備等の面的整備と一体的に幅の広い堤防をつくり、万一の越水時の耐久性に優れた堤防を整備する。
	特定地域堤防機能高度化事業	既成市街地および周辺地域において河川周辺の市街地再開発等のまちづくりと一体となって、特定地域堤防機能高度化計画（特殊堤の土体化により経済的、資産が集積している等）に適合して行われる事業。
	都市基盤河川改修事業	都市水害の増大に対処し地域行政との連携を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市町が施工主体となって行う改良工事。
	総合治水対策特定河川改修事業 総合治水対策特定河川事業	都市化の進展と流域の開発に伴う河川の治水安全度の低下が著しい河川、従来から浸水被害が著しい既成市街地が大部分を占める河川について、流域の持つ保水・遊水機能の確保および災害の発生の恐れがある地域での土地利用の誘導等と併せて行う改修事業。
	調節池整備事業	特に都市化の著しい地域における治水対策として、河川に接続していない場合であっても、治水計画上計画高水流量を低減させるために必要な調節池の整備を行う。（流域調節池事業） 流域の都市化が著しい河川の治水対策として、緑地としての機能を兼ね備えた治水計画場必要な遊水地の用地買収を行うと共に、土地の有効活用をはかるため、住宅、公園、学校等の都市施設と一体となった多目的遊水地を整備する。（治水緑地事業） 開発に伴う洪水流出量の増加による水害の危険性の増大を防止し、安全で良好な住宅地供給等を支援するため、調節池を整備する。
	流域貯留浸透事業	都市化の著しい河川の流域において雨水の河川への流出を抑制するため、学校、公園等の公共施設や民間施設に雨水を貯留浸透させる機能を持たせる。
	水防災対策特定河川事業	上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤工事を実施することで、短期間かつ経済的に家屋浸水の対策を実施する。
	河川都市基盤整備事業	都市部の河川において、まちづくりと一体となって河川整備事業を行うことにより良好な水辺空間の整備を行うもの及び都市部における著しい浸水被害が発生した流域、又はそのおそれがある流域において、下水道整備と連携して実施する河川改修等を行い、良好な水辺環境の整備、都市部の浸水被害の解消等の都市における水環境の改善をはかる。
	総合水系環境整備事業 統合河川環境整備事業	環境学習や癒し等の場として、親水や舟運等の河川の利用促進をはかるための整備事業および良好な河畔空間の整備のための用地取得、管理用通路、護岸等の整備を行う。
	桜つつみモデル事業	河川の堤防を広げるとともに桜等の並木をつくり、地域住民に安らぎのある水辺空間の整備を行う。
	ふるさとの川整備事業	河川周辺のまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、周辺の自然的・歴史的・社会的環境にあわせた「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行う。
	マイタウンマイリバー整備事業	大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街化の状況等から見て、河川周辺における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行う。
	地方特定河川等環境整備事業	河川管理者が行う改修事業等と合わせて地方公共団体が単独事業として実施する緑地、公園、運動場等の整備事業で、水と緑豊かな生活環境を創造し、活力ある地域作りを推進する。

まちづくりと一体となった河川整備に関連する主な制度の概要（2/2）

分類	事業名	目的
まちづくり事業	土地区画整理事業	公共施設の整備改善と住宅の利用増進を目的として換地手法を用いて土地の区画形質の整序、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や住宅宅地の供給等を行う
	ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業	地域の発意と創意に基づき、潤いのある生活環境の創造と地域経済の活性化に配慮して個性的で魅力ある市街地形成をはかるため、地域の核となる一定の区域（地域の顔）に対して、重点的に質の高い公共施設整備等を行う土地区画整理事業である
	市街地再開発事業	建築物および建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかる
	都市再生推進事業	「21世紀の国土のグランドデザイン」の戦略を受け、国が積極的に責任と役割をはたしつつ地方公共団体や民間等多様な主体の参画を得て、戦略的に都市整備を進める
	住宅市街地整備総合事業	都市の既成市街地において、快適な住居環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等をはかりながら都心住居や職住近接型の良好な市街地住宅の供給を推進するため、住宅供給と市街地整備を一体的に行う
	優良建築物等整備事業	土地の合理的利用の誘導をはかりつつ、優良建築物の整備の推進をはかることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を推進する
	まちづくり交付金制度	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化をはかる
規制・誘導手法	地区計画制度	街区内の住居者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好な環境の街区の整備および保全をはかる
	再開発地区計画制度	土地の合理的かつ健全な高度利用をはかる上で必要となる公共施設、主として街区内部住居者等の利用に供される道路、公園等の施設整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好な都市景観を形成しつつ、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかる
	総合設計制度	一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設ける等により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する。

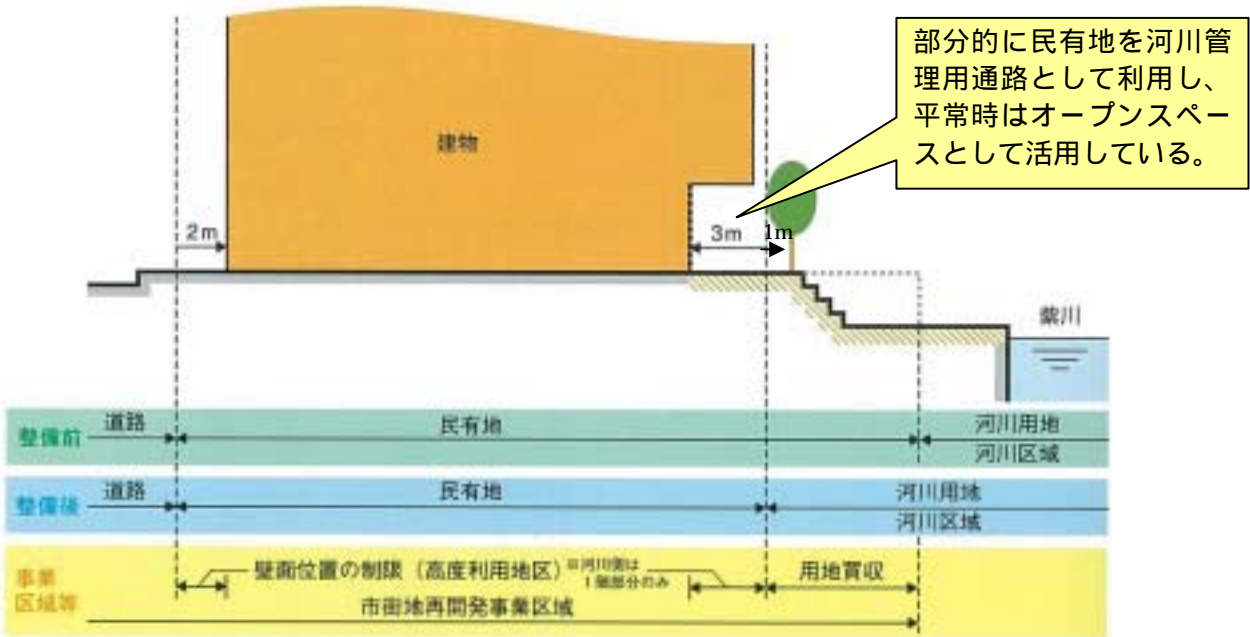
マイタウン・マイリバー整備事業

むらさきがわ
福岡県・紫川

北九州市の中心部を流れる紫川では、マイタウン・マイリバー整備事業の導入により、市長と河川管理者が共同して策定した整備計画にもとづき、河川を含めた都市基盤整備と周辺市街地の一体的整備が進められた。

なかでも馬借地区では、河川事業として都市基盤河川改修事業、まちの事業として市街地再開発事業が連携して整備が進められた。

整備にあたり、景観上および土地利用上の理由から、部分的には河川用地の1mと、民有地において建物の1階を3mセットバックした部分の合計4mを河川管理用通路として利用することを取り決め、ふだんは河川周辺のオープンスペースとして利用している。



出典：河川を活かしたまちづくり事例集



出典：河川を活かしたまちづくり事例集

河畔整備事業*

しみずがわ
千葉県・清水川

*河畔整備事業は「統合河川環境整備事業」に含まれる事業である

河畔整備事業は、河川周辺の土地利用転換、再開発や公園整備等のまちづくりに併せて、将来の河川断面や管理用通路等の用地を確保するとともに、水辺のオープンスペース等の整備を機動的かつ一体的に実施する事業として、平成13年度に創設されたものである。これを適用することにより、河畔まちづくり計画等に位置づけられた河川の整備や利用に関して、未改修区間であっても将来の河道改修時に手戻りを生じない範囲で実施できるため、河川周辺のまちづくり事業の機会を逃さずに、良好な河畔空間の創出をはかることが可能となったものである。

千葉県の利根川水系清水川では、銚子市の都市計画公園と隣接し、都市公園と一体となった整備が望まれていた。河川としては補助工区外であったが、河畔整備事業を適用することによって、管理用通路の整備等、公園整備とあわせ、水と緑の潤いのある都市空間の創出を進めている。

なお、本事業は現在は総合流域防災事業として実施している。

◆計画平面図



◆計画断面図



出典：河川を活かしたまちづくり事例集

(3)河川周辺市街地における規制・誘導方策での連携

河川を都市の中で活かしていくためには、必ずしも整備事業を行うだけでなく、河川周辺の緑地を保全したり、河川周辺市街地の良好な景観形成を促していくような規制・誘導方策を展開していくことも有効である。

(1)で述べたように、都市計画法の中では、風致地区や地区計画制度等による多様な規制・誘導方策が準備されている。

また、地方分権が進む中、地方公共団体が独自に定める条例や任意の協議制度がまちづくりを進める上で重要となっており、条例等の誘導的な手法を活用して景観形成をはかっている河川も多い。これらの条例等は、目的等により、以下のタイプに分類される。

河川周辺の歴史的・伝統的な街並みや景観を守っていくために土地利用や建物の高さ・デザイン等を規制する条例等

【事例】

- 「都市景観形成ガイドライン」(北上川・中津川)
- 「倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例」(倉敷川)
- 「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」(小樽運河)

河川周辺の景観やまちづくりをより豊かで美しいものに積極的に誘導・形成していくことを目的とした条例等

【事例】

- 「広島市リバーフロント建築物等美観形成協議制度」(太田川)
- 「東京都景観条例」(隅田川、神田川、玉川上水)

河川の環境や水質の保全を目的に流域の都市活動を広く規制する条例等

【事例】


- 「広瀬川の清流を守る条例」(広瀬川)

山並み眺望確保のための都市景観形成ガイドライン きたかみがわ 岩手県・北上川

盛岡市では、美しい自然と歴史に調和した豊かな都市景観の形成をめざし、平成 6 年に「盛岡市都市景観形成建築等指導要綱」に基づく「都市景観形成ガイドライン」を策定している。

なかでも、岩手山を主峰とする奥羽・北上山系の山並み眺望は、盛岡市固有の都市景観となっている。都市景観形成ガイドラインでは、こうした山並み眺望を確保するため、「北上川・開運橋からの岩手山の眺望」や「北上川・中津川対岸からの圧迫感の軽減」のために建築物の高さ制限に関する基準を示している。

都市景観形成ガイドライン 北上川・開運橋からの岩手山の眺望



北上川・開運橋からの岩手山の眺望

北上川・開運橋からの岩手山の眺望は、北上川の豊かな水辺と兩岸の樹木や緑の帯と相まって、景観と同様に、眺望を特徴づける大切な景観となっています。都市景観形成ガイドラインでは、眺望の確保を、開運橋の眺望とし、少なくとも岩手山の稜線（山稜のスカイライン）を、建築物が隠らないようにしようというものです。ゾーン別建物高さの許容値は、岩手山の山容を眺望することを前提とし、岩手山南方の石ヶ森山の稜線を望む位置（線画1面）で算定した許容値を示し、美しい眺望景観の保全からは、この水準までの配慮が望まれます。

ゾーン別建物高さの許容値

ゾーン	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
建築物高さ (G.L.)	136	134	130	128	127	127	127	127	126	125	125	125	125	125
建築物高さ (L.L.~L.T.) （L.T.は45°の傾）	126+	128+	126+	128+	126+	126+	126+	126+	126+	126+	126+			
高さ制限	126.6	128.2	126.6	128.2	126.6	128.2	126.6	128.2	126.6	128.2	126.6	128.2	126.6	128.2
高さ制限	40.8	42.2	40.8	42.2	40.8	42.2	40.8	42.2	40.8	42.2	40.8	42.2	40.8	42.2


将来のイメージ

- 開運橋からの岩手山の眺望が保全された市街地を形成する。

形成の方針


- 開運橋からの岩手山の眺望を確保するため、建築物の高さを適切に規制する。

開運橋からの岩手山眺望確保のイメージスケッチ



開運橋から岩手山の稜線を建築物等が切らないように、建築物の高さ規制をしている。

開運橋からの岩手山眺望領域図



提供：盛岡市都市整備部建築指導課

北上川・中津川 対岸からの圧迫感の軽減



形成後の地区 - 北上川河川景観軸



形成後の地区 - 中津川河川景観軸

中津川河川景観軸について

中津川河川景観軸は、特に山の辺と水の辺が調和した自然的景観に特徴がある地域ですので、自然性の保全が大切です。

河川に面する敷地によっては、河川に対する部分の遮断、開放性の創出や十分な植栽等の配慮が必要であり、また山並みが背景となる敷地の場合には、植栽の剪定を怠けるなどして、山並みの輪郭が見えるようにすることが望ましくありません。

当街地を流れる北上川、中津川沿いの空間は、東上河川が与えた親水性を有して、さらさらな景観を呈しており、そのさらさらさに覆われているのみでなく、市民の河川に近接する親近感のゆえに、景観では格好なものとなっています。

こうした河川と河川沿いの建物等が一体的に構成する河川景観において、河川沿いの建物等の景観形成のありかたは、色彩や色調への配慮のみでなく、河川空間のさらさらかきを保つための圧迫感の軽減が大切です。

都市景観形成ガイドラインでは、この圧迫感の軽減策として、河川沿いに出現される建物等の高さについて、対岸からの視角20°以内に抑えるようにうたわれています。（図93）とは、これを抑えることにより、圧迫感が生じる土壌層です。

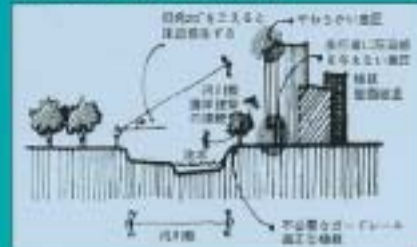
将来のイメージ

- 北上川、中津川の河川景観に調和した市街地を形成する。

形成の方針

- 北上川、中津川の自然体ある河川景観に配慮し、圧迫感の軽減による豊かな空間を保全するため、河川沿いの建物等の適切な高さを実現する。

圧迫感軽減・視角低減構成図



圧迫感の軽減仰角(20°)による建物高さの計算方法

$$\text{圧迫感軽減の建築物等の高さ} = \left(\text{対岸視点} \rightarrow \text{対岸視点場から} \right. \\ \left. \text{場の標高} + \text{計画地までの距離} \times \tan 20^\circ \right) \\ - \text{計画地の標高}$$

〔※対岸視点＝対岸視 対岸視点場の標高は、その地点の標高に計画地の高さを加えた数値〕

建築計画に際し、事前にご相談を

このパンフレットは、都市景観形成ガイドラインの中から、建築物の高さにかかわる「山並みの眺望確保」、「河川沿いの圧迫感の軽減」に関する内容を抜粋し、その概要を示したものです。建築に際しては、構想の段階から事前に協議をお願いいたします。また、詳細につきましては、右記にお問合せください。

〔平成27年度盛岡市景観形成計画調査報告書〕
及び「都市景観形成ガイドライン」より

〒020-0023 盛岡市内丸12番2号

盛岡市都市整備部
建築指導課

(019) 651-4111

(20043)

リバーフロント建築物等美観形成協議制度

広島県・太田川 おおたがわ

広島市では、河川や海に沿ったリバーフロント地区について、美しい建物景観づくり、開放的な河岸づくり、楽しい空間づくりを通じてより魅力あるものとするため、平成元年に『リバーフロント建築物等美観形成協議制度』を創設し、建築物等の景観誘導に取り組んでいる。

本制度では、太田川、猿猴川、京橋川、元安川、本川、天満川、太田川放水路の護岸から200m以内の地区を対象に、高さが31mを超える建物や川や港湾に面する3階建て以上の建物の新築、増築、改築等や、対岸からの景観形成に影響を及ぼす恐れのある屋外広告物の設置等にあたって建築計画等の届出を行い、基本設計段階での事前協議等を行うものである。

設計にあたっての配慮事項としては、以下のものがあげられている。

建 物	かたち	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遠景の山並みを生かし、勾配屋根を用いる等、変化のあるスカイラインをつくる ■ 圧迫感を避けるため、縦ラインを強調したスリムなデザインとする
	色	■ 周辺環境、特に隣接建物や河岸緑地と調和した色彩とする
	配置	■ 河岸や河岸緑地に直接アクセスできるように歩行者通路やピロティ等を設ける
	空地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空地を河岸緑地と一体感を持たせるよう整備して、河岸空間に潤いを与える ■ 河岸に面して、喫茶店・店舗等を設け、河岸の眺望を楽しめる工夫をする
屋 外 広 告 物	掲出場所	■ ビル名称等自己看板以外は、原則として、河岸から見える場所には表示しない
	掲出方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 塔屋への設置を避け、壁面を利用する等、建物との調和をはかる ■ 必要最小限の表示面積、掲出数とする
	デザイン	■ 大きさ、字体、色彩、レイアウト等は建物と調和したものとする
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場、駐輪場、ゴミ置場は緑化等により周囲を修景する ■ 空地は、積極的に緑化を行う ■ 冷暖房の室外機が外部から見えないように配慮する ■ 洗濯物が外部から見えないように配慮する

広瀬川の清流を守る条例

宮城県・ひろせがわ広瀬川

仙台市では、市内を流れる広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため、昭和 49 年 9 月に『広瀬川の清流を守る条例』を制定した。この条例は、「広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定める」ことを目的としている。

この条例では、広瀬川の流水域およびこれと一体をなして良好な自然的環境を形成していると認められる区域を「環境保全区域」、排出水の水質を規制する必要があると認められる区域を「水質保全区域」として指定することができるとしており、環境保全区域については、さらに以下の 3 つに分けている。

特別環境保全区域

優れた自然的環境を形成していると認められる区域で現在の環境を保全することが特に必要なもの

第一種環境保全区域

良好な自然的環境を維持していると認められる区域及び特別環境保全区域に隣接している区域で、その自然的環境と一体性を持たせることが特に必要なもの

第二種環境保全区域

特別環境保全区域及び第一種環境保全区域以外の区域

そして、この環境保全区域では、a) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転、b) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更、c) 水面の埋立て又は干拓、d) 木竹の伐採、e) 動植物の保護に影響を及ぼす行為、についての制限を定めている。

本条例は、いまから 30 年前に清流保持と景観との調和をひとつの条例に組み込んだものであり、景観や自然環境も含めた広い概念としての「清流」を保持するため、私権の制限までを含んだ条例として、画期的なものであったといえることができる。

なお、仙台市では、平成 13 年に環境保全区域を上流に延長する等取り組みを強化しているが、平成 16 年には「広瀬川創生室」を設置、17 年 3 月には「広瀬川創生プラン」を策定する等、広瀬川の自然環境や景観の保全・改善活動からはじまり、広瀬川の新たな魅力の創出と再生をはかる中で、都市文化の創造や都市アメニティの向上を目指した取り組みを行っている。

環境保全区域における許可基準

[環境保全区域における許可基準]

■高さ制限

	市街化区域	市街化調整区域
特別環境保全区域	10m以下	10m以下
第一種環境保全区域	20m以下	10m以下
第二種環境保全区域	20m以下	20m以下

■環境保全のための空き地の確保

- 緑化ができる状態で、敷地の30%以上の土地を空き地として確保(河川に接した土地では、河岸線に沿って確保)
- 敷地が狭隘(きょうあい)な場合、やむを得ない理由により植栽や屋上緑化による代替措置を取る場合は、30%の確保率を減らすことができる

■建坪率

用途地域等(注)	市街化区域								市街化調整区域
	第一種、二種 住居付住居	第一種、二種 中高層住居	第一種、二種 住居付地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	
特別環境保全区域における建坪率	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下
第一種環境保全区域における建坪率	40%以下	50%以下	50%以下	50%以下	60%以下	60%以下	50%以下	50%以下	40%以下
第二種環境保全区域における建坪率	50%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	50%以下

※用途地域等は都市計画で定められている

■色彩の制限

工作物の部分	色 相	明 度	彩 度
屋 根	2.5Rから5YRの範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外 壁	2.5Rから5Yの範囲内であること		2以下であること

※色体系はマンセル色体系による

■環境保全区域内の行為の制限

区 域	宅地の造成	土地の開墾	土石の採取	土石の集積	その他 土地区画形質の変更	木材の伐採(注)
特別環境保全区域			学術研究のために行うもの	蓄積が100m ³ 、高さが2mまでのもの。ただし、河川に接した土地では河岸線から2m以上離れ、載荷量が1m ² につき3t以下であるもの	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1m以下の盛土・切土で、自然崖に人工を加えないもの	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの(自然崖に自生しているものを除く)
第一種環境保全区域	河川に接した土地では、高さが1m以下の盛土・切土で、河岸線から2m以上離れているもの。造成後の地盤が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く	特になし	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの(学術研究のために行うものを除く)	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1m ² につき3t以下であるもの	自然崖に人工を加えないもの	高さが5m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの。ただし、河川に接した土地では高さが3m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの(自然崖に自生しているものを除く)
第二種環境保全区域	河川に接した土地では、高さが2m以下の盛土、高さが1m以下の切土で、河岸線から2m以上離れているもの。造成後の地盤が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く	特になし	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの(学術研究のために行うものを除く)	特になし	特になし	高さが5m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの。ただし、河川に接した土地では高さが3m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの(自然崖に自生しているものを除く)

※木材の伐採の例外規定

- 土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、調じられる措置が適切であると市長が認める場合
- 林業等のための民有林の伐採であって、森林の回復を図るために調じられる措置が適切であると市長が認める場合

出典：新たな「河水千年」を目指す仙台市の川づくり・まちづくり

4.1.3 河川周辺の景観資源の活用

河川周辺の景観資源を河川景観の一部に取り込んで活用することで、堤内地と一体化した河川景観を形成することが可能となる。

特に、用地に余裕のない中小河川では、河川周辺の緑地、公園、寺社等と連続したオープンスペースを確保することにより、良好な河川景観の形成をはかることが大切である。

河川周辺の緑地、公園、寺社等の景観資源を、うまく河川景観の一部に取り込んで活用することで、堤内地と一体となった良好な河川景観の形成が可能となる。このような景観資源の活用は、特に河川用地幅に余裕のない中小河川では、良好な河川景観を形成するための有効な手段となりうる。

河川景観を調査する段階で、堤内地にある河川周辺の景観資源や、今後の公園計画等を発掘しておき、河川周辺の景観資源と連携した整備を、河川整備計画やまちづくりの計画において積極的に位置づけることが望ましい。



段丘や斜面林*



公園や緑地*



寺社やほこら、ご神木*



昔の街並み*



現代的な街並み 提供:三宅正弘



石垣や煉瓦積み*



利水施設*



雁木*



橋*

河川周辺の景観資源の例

施策の連携プレーにより河畔林と一体となった河川空間

いずみかわ
神奈川県・和泉川

和泉川が流れる谷戸は、かつては水田として利用されていたが、現在でも田園的な風景をとどめ、開放的な空間を維持している。

谷戸とは、主に関東地方（特に鎌倉、下総地方）で使われる言葉である。その地形は台地に樹枝状に細長く入り込み、段丘崖に連続した斜面林が谷戸の景観を際立たせている。

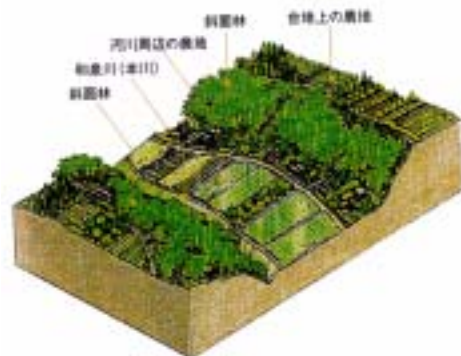
和泉川の改修に際しては、谷戸の農地的・開放的な空間と、崖線の斜面林の保全を目指した。すなわち谷戸の空間構造全体を対象として、河川の領域を超えたまちづくりと連携する必要があった。

和泉川では、谷戸全体を捉えた河川空間とするため、横浜市の緑地保全事業と連携した川づくりが行われた。和泉川河川周辺にある「東山ふれあいの樹林」、「宮沢ふれあいの樹林」、「宮沢蟹沢緑地」、「狢窪公園」が実現されたのである。

なかでも「ふれあいの樹林制度」は、横浜市単独の施策で、市街地化調整区域の小規模な樹林地（概ね1～2ha）を対象として、横浜市と土地所有者との間で賃貸契約（10年以上）を結び、市民にふれあいの場を提供する制度である。

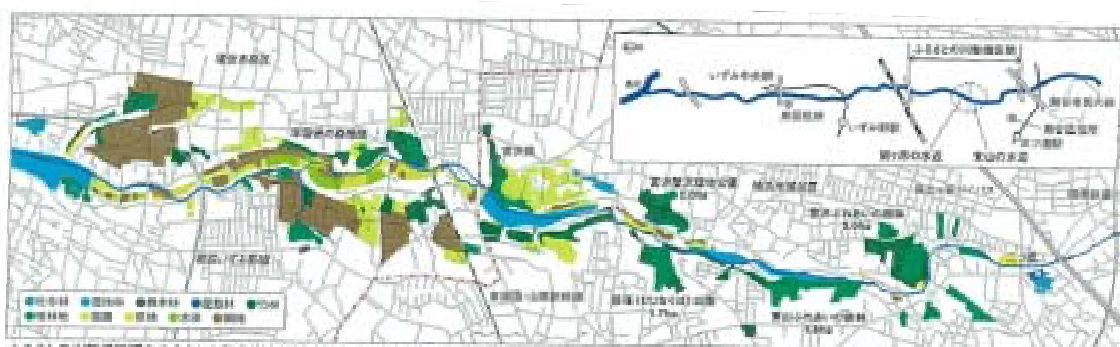
和泉川河川周辺に確保された緑地は、谷戸全体の空間構造からみると足りない面もあるが、斜面緑地を現実的に確保する手だてがなく、手だてがあったとしても活用しなければ、谷戸の独特の景観は保全できない。

和泉川では、河川と緑地行政の施策を実際にリンクさせ、谷戸の景観を保全することができた。



谷戸の地形。狭い低地部には田畑があり、崖線には斜面林が形成されている。和泉川の改修は、これらの谷戸環境全体を対象として、まちづくりの視点から実施された。

出典：都市河川のエコジ・ランドスケープ



ふれあいの樹林制度を中心とした和泉川上流域の緑地分布地図。(P64～65の図解はすべて、横浜下水道局発行のパンフレット「和泉川」をもとに制作)

出典：都市河川のエコジ・ランドスケープ

ビオトープネットワーク

ひきちがわ
神奈川県・引地川

大和市では、緑と街並みが調和したまちづくり、大和市らしいまちづくりを標榜し、その一貫として、平成元年に引地川公園計画を策定した。

引地川公園は、総面積約 90ha で、4 つの地区からなる。その最も北の「泉の森」地区は、貴重な自然を楽しみながら学ぶ地区と位置づけられ、国道 246 バイパスにより 2 つに分かれている。上流側は自然の核となるエリアであり生物の供給源として大きな役割を担っている。下流は上流に比べると人の利用を中心に捉えたエリアである。上流と下流のエリアは、国道バイパスの高架化によって分断が回避されている。

泉の森の南には、引地川を中心にふれあい広場等コミュニティーの核となる「ふれあいの森」がある。泉の森とふれあいの森の間には東名高速道路があるものの、高架橋になっているため緑の連続性は保たれている。東名高速道路の真下の引地川はボックスカルバートで流れは浅くなるが何とか連続性が保たれている。ふれあいの森では、生物の供給源である泉の森からの連続性が保たれていることにより、カワセミやタヌキがやってきたり、数多くの魚が生息している。

このように引地川公園には、高速道路や国道バイパスが横断しているものの、河川と緑は連続性を保ち、生物が移動できるビオトープネットワークを形成している。



出典：河川環境の保全と復元

4.1.4 景観法の活用

景観法の制定により、景観計画区域の指定、景観重要公共施設（景観重要河川）の指定、景観に配慮した河川敷地占用許可基準の設定等、景観形成の視点からまちづくりと連携して河川景観の向上をはかるための制度が整えられた。

景観法を活用することにより、河川だけの「線的」な景観形成から、河川を軸とした「面的」な景観形成に発展させることが可能となったものであり、今後は景観法を積極的に活用して、良好な河川景観の形成をはかることが大切である。

また、そのためには、本手引きを参考に、個々の場所としてだけでなく、上流から下流まで連続する河川空間として望ましい河川景観の目標像を定め、景観行政団体との協議において、河川行政から主体的・積極的な景観形成を提言していくことが望ましい。

平成 16 年 12 月に施行された景観法を活用することにより、従来の自主的な条例による景観の規制・誘導の取り組みがよりいっそう強力に進められることとなった。

良好な河川景観を形成するためには、河川の範囲を超え、流域と一体となった整備が必要であり、景観法を積極的に活用することが望まれる。例えば、河川を軸とした景観ネットワーク計画を河川管理者と地方公共団体（市町村）とが共同して計画するといった取り組みを行い、地域と一体となった景観づくりを進める必要がある。

【景観法の基本理念】

- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成がはからなければならない。
- 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、市民、企業および地方公共団体の協働によりすすめる必要がある。
- 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものである。

【景観法による効果】

景観法の活用によって、これまで景観上の課題とされていた問題に対して、以下に示すような対応策を実施することがこれまで以上に可能となった。

- 河川景観にそぐわない巨大でけばけばしい広告物
屋外広告物のデザイン・色彩を制限して街並みに調和した広告物の設置
- 河川に面してデザインや色彩が統一されていない周辺の建築物
景観計画区域や景観地区におけるデザインや色彩の制限
- 河川周辺のスペースに余裕があり、有効利用が可能な空間がある場合
オープンカフェ等景観協議会の活用による賑わいの創出
- 河川周辺の景観上重要な建造物が活かされていない
地域のランドマークとなる建造物を河川と一体となって積極的に活用

景観行政団体*による景観計画の作成

- 住民やNPOによる提案が可能（土地所有者等の3分の2以上の同意が必要）です

*景観行政団体になるには

- ⑤ 政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります
その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体になることができます

上記以外の地域は都道府県が景観行政団体になります

景観計画区域（都市計画区域以外でも指定可能）

- 建築物の建築等に対する届出・動告を基本とするゆるやかな規制誘導を行います
- 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能です（命令違反した場合は代執行、罰則で担保）
- 「景観上重要な公共施設」の整備が可能になります
- 「電線共同溝法」の特例が適用されます
- 景観重要建築物・樹木の指定や景観協定の締結が可能になります

景観地区（都市計画）又は 準景観地区*

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定します

- 【必須事項】建築物のデザイン・色彩の制限
- 【選択事項】建築物の高さ、設置の位置、敷地面積の制限

- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制です

建築物・工作物のデザイン・色彩の制限は、「調和との調和」に関する判断が必要なことから、市町村長が一定の裁量の幅をもって判断することができる「認定制度」を創設
ただし、建築物の高さや敷地面積などは、数値的な基準によるものであることから、従来と同様に建築確認で担保

- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能となります

*準景観地区は、都市計画区域外及び準都市計画区域外で条例により定めることができます



街並みイメージ

景観重要公共施設

景観重要公共施設の管理者は、景観計画に基づいて公共施設の整備を行います

- 対象となる公共施設
道路、河川、都市公園、海岸、港灣、漁港、自然公園法による公園事業に係る施設等



イメージ

景観協定

住民合意（全員合意）によるきめ細やかな景観に関するルールづくりを行います

- 協定事項（例）
建築物や工作物のデザイン・色彩、規模、用途等に関する事項等



イメージ

景観重要建築物・景観重要樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全します

- 現状変更について許可が必要
不許可の場合は損失補償、相続税の適正評価（調整中）



イメージ

景観協議会

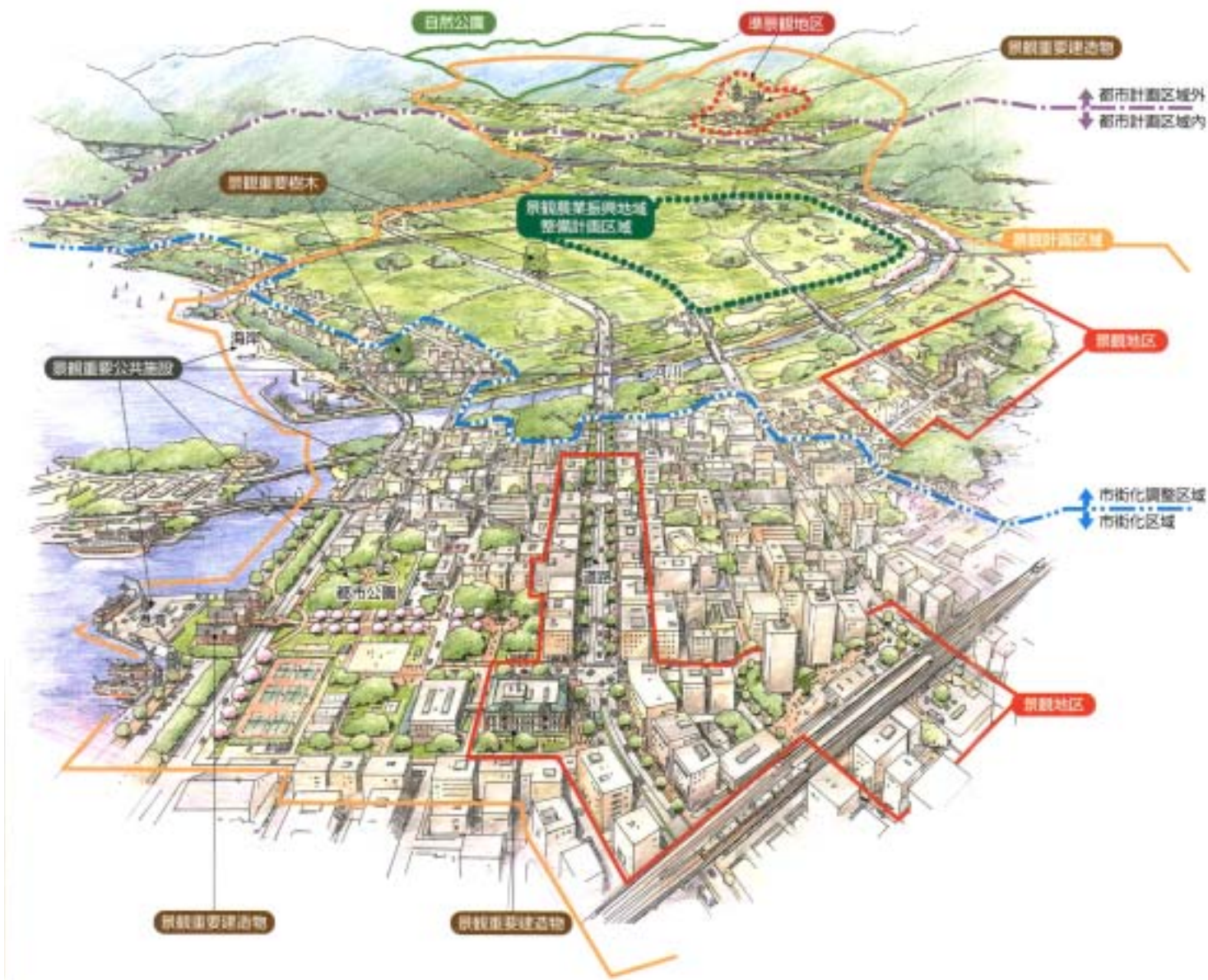
- 行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりをします
- 協議が整った事項には尊重義務が発生します

景観整備機構

- NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定することができます
- 景観に関する任務の遂行の支援や景観重要建築物・樹木の管理、制作放棄等の利用権の取得を行います

規制緩和の活用（斜線制限の適用除外等）

屋外広告物法との連携（景観行政団体になった市町村は屋外広告物法を定めることができます）



景観法対象地域のイメージ図

出典：景観法の概要

【河川における景観法の活用の例】

河川における景観法の活用については、以下のようなものが考えられる。

共通の景観目標に沿った一体的な整備

景観計画のもとで川づくりとまちづくりが共通の景観目標を持ち、市民も含めた一体的な取り組みを行うことにより、地域にふさわしく、相互に整合のとれた河川および河川周辺の景観整備を行うことができる。

景観計画区域における行為の制限

景観計画区域に指定されると、区域内で行われる建築物や工作物の新增改築、外観の変更、土地の形質の変更、木材の伐採等の一定の行為に対して届出が必要となり、その内容が計画の基準に該当しない場合は勧告がなされることとされている。また、建築物や工作物の形態意匠に関しては、一定の場合に変更命令を出すことが可能となっており、自主条例に比べて実効力のある仕組みとなっている。すなわち、河川景観の観点から街並みを規制・誘導することを可能にしている。

景観重要公共施設（景観重要河川）への指定

景観重要公共施設とは、景観計画区域内で良好な景観の形成上重要な道路、河川等の公共施設のことである。景観重要河川としての指定を受けることにより、河川管理者は、景観法にもとづく景観計画の内容に即し、景観行政団体と連携して河川の整備を進めることができるようになる。すなわち、河川景観の観点から、各行政が横断的に河川を景観計画に位置づけ、総合的に調整・誘導していくことを可能にしている。

河川周辺における景観重要建造物・樹木の指定

河川周辺の建造物や樹木を河川景観の観点から、景観重要建造物・樹木として、その保全をはかることができる。

河川敷地の占用の許可等における景観への配慮

景観行政団体が景観重要公共施設における良好な景観の形成に必要な基準として、河川区域内の土地の占用の許可基準を定めることができ、それに沿って河川敷地の占用許可を実施することができる（河川敷地の占用等の許可に際しての河川景観の考え方や事例については「5.4 河川敷地の占用や工作物の設置許可と河川景観の保全」を参照のこと）。

【参考】『河川敷地占用許可準則』における景観との調整

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

- 第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地の利用状況、景観、その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなくてはならない。
- 2 河川敷地の占用は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観行政団体が景観計画に（河川）法第 24 条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなくてはならない。

なお、景観計画は景観行政団体である市町村等を単位として策定されるものであるが、河川景観は市町村の行政界にとらわれず、水系をベースとした河川空間全体で考えていくことが大切である。このため、河川管理者は、河川周辺の地方公共団体に働きかけを行い、複数の市町村が連携して、河川を軸とした地域での景観計画の策定を促進していくことが望まれる。

景観行政団体による水郷風景づくりの様々な取り組み

滋賀県・おうみはちまんし近江八幡市

【近江八幡における水辺の再生】

近江八幡市は、琵琶湖の東岸に位置し、豊かな水の恵みとともに歴史を刻んできたまちである。1585年に豊臣秀吉の甥、秀次が八幡山に城を築いたことから、城下町として発展をしてきた。

この八幡堀と周辺農地をめぐる水路、西の湖、琵琶湖等の水辺とそこに生育するヨシ原は、まさに水郷と呼ぶにふさわしい景観を呈していたが、都市化の中で、昭和40年代には八幡堀はどぶ川と化していた。



八幡堀*

このため、堀を埋立てて道路等に利用しようとの動きが見られたが、この風景とともに地域の伝統や文化を継承しようとの市民運動がわき起こり、八幡堀は再生されることとなった。

【風景づくり条例の制定】

こうした取り組みが下地となって、景観法の施行にもとづき、近江八幡市は、平成17年3月に近畿地方で初めての景観行政団体となり、4月には「市の風景づくりに関する施策の基本となる事項を総合的に定めることにより、市、市民、事業者等が連携、協働し、近江八幡の魅力ある風景を守り、はぐくみ、次世代に引き継ぐ営みを支援すること」を目的とした『近江八幡市風景づくり条例』を施行した。この条例において風景とは、「長い歴史の流れの中で、人々の五感によってその価値を共有されてきた自然、建造物、まちなみ、田園及び人々の営みによって形成されてきた景観」と定義している。

【水郷風景計画の制定】

この条例にもとづき、7月に風景計画の第一弾として、「水郷風景計画」を制定した。この計画の対象地区は西の湖と水郷、その周辺の里山や集落であり、例えば建築物の新築・増改築、外観の修繕や模様替え等について、各地区の特性に応じた「風景形成基準」が定められた。今後は、この計画を試金石として、他の地域にも広め、市内全域の風景計画を策定することとしているが、この風景づくりは、単なる風景の保護・向上ではなく、地域文化の継承を目的としている。

【重要文化的景観の選定】

このような動きの中で、水郷風景計画区域の中でも特に重要な景域として定めている水郷地域、すなわち、西の湖とその周辺のヨシ地や北之庄沢、八幡堀、長命寺川等の地域を「近江八幡の水郷」として重要文化的景観に関する申出が行われ、文化財保護法改正にもなう重要文化的景観の第一号として選定された。

4.2 景観形成におけるパートナーシップ

河川景観は、自然の営みとともに、その地域に住む人々が暮らしの中で時間をかけて形成してきたものである。

一方、河川は、河川法において、災害の発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を目的として、河川管理者が適正に管理を行うこととされている。

このように、河川景観は、河川管理者と地方公共団体や市民、企業等のパートナーシップにより形成されていることを理解することが大切である。

4.2.1 パートナーシップの必要性

市民や企業は、良好な河川景観を形成し、後世へと継承する担い手である。市民や企業が河川に関心や愛着を持ち、河川の調査から維持管理までの各段階に参画・連携し、また河川を日常的な生活空間として利用することで、良好な河川景観が形成され、保全される。

したがって、河川景観の形成においては、市民や企業等をはじめとする様々な人々のパートナーシップに基づく取り組みが必要である。

河川景観の形成と保全における市民の役割は大きい。良好な河川景観の形成にあたっては、単に物理的に河川の景観要素を保全したり、構造物のデザインを工夫したりすれば良いというものではない。漁業やヨシの刈り取り等の生業、魚釣りや水遊び、信仰や祭り等、そこにいきいきとした人々の活動があればこそ、河川景観は地域に根ざしたものとなり、人々が川にふれあう姿が、その地域の文化となる。

つまり、その地域の市民こそが、その地域の河川景観を後世へと継承する第一人者であるということができる。

なお、市民参加等のパートナーシップのあり方については、「ともだちになろう ふるさとの川」(財)リバーフロント整備センター編集、(株)信山社サイテック、2000.11)に詳しく、市民とともに良好な河川景観を形成する際の参考になる。

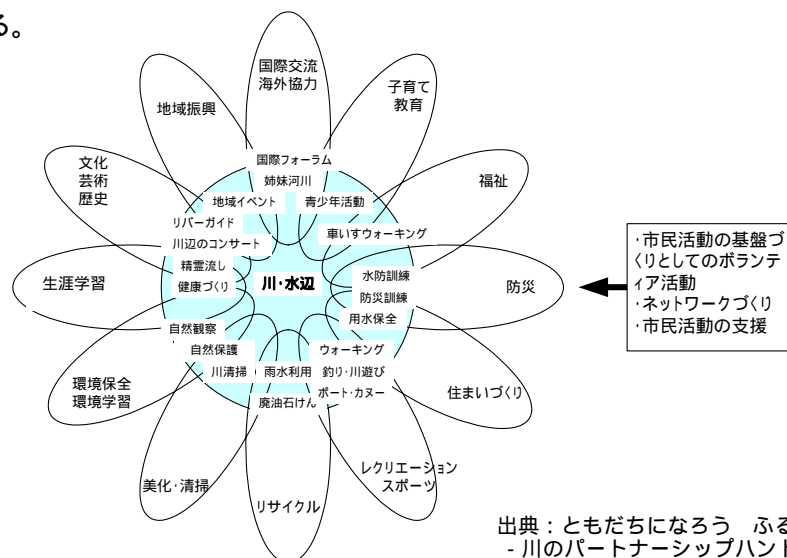
4.2.2 パートナーシップ推進の視点

河川管理者や地方公共団体、市民、企業等、河川に関わる様々な人々がパートナーシップに基づき河川景観の形成と保全を推進していくためには、特に以下の点が大切である。

- (1) 各主体の多様な関わりを再認識する
- (2) 情報を共有してお互いを理解する
- (3) 多様なパートナーシップで取り組む
- (4) プロセスを重視する

(1)各主体の多様な関わりを再認識する

市民にとっては河川も水路も池も同じ水辺であるように、河川に関わる各主体にとって、河川の捉え方や関わり方は多様である。各主体と河川との関わりが多様であることをまず認識し、互いに相手の価値観を理解し、尊重し、信頼しあえる関係を構築、回復する姿勢が大切である。



出典：ともだちになろう ふるさとの川
- 川のパートナーシップハンドブック - 【2000年度版】

川にかかわる多様な市民活動の例

(2)情報を共有してお互いを理解する

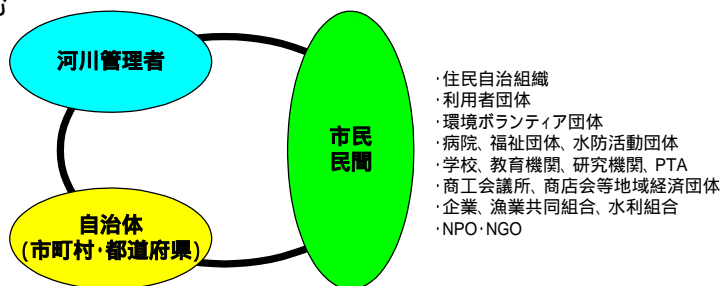
市民と行政がよりよい関係をつくっていくためには、互いの情報を交換し共有することが必要である。河川のビジョンを交換し、それぞれの立場や考え方を尊重して議論をすることが求められる。その結果、取り組みの目標やスケジュール、役割や責任の分担等がしやすくなり、双方が納得する成果につなげることができる。

情報共有のためのツール

- 各種パンフレット・ちらし
- 会報誌・新聞
- インターネットのホームページ、パソコン通信
- 交流会・勉強会・懇談会等の話し合い 等

(3)多様なパートナーシップで取り組む

河川と地域の関わりは、地域で育まれてきた河川と人々との歴史であり、地域固有の文化である。各主体の河川への関わり方によって様々なパートナーシップの段階があり、地域の実情に沿ってそれぞれ独自の方法で段階を踏まえたパートナーシップを行うことが望ましい。



パートナーシップにかかわる地域の主体の例

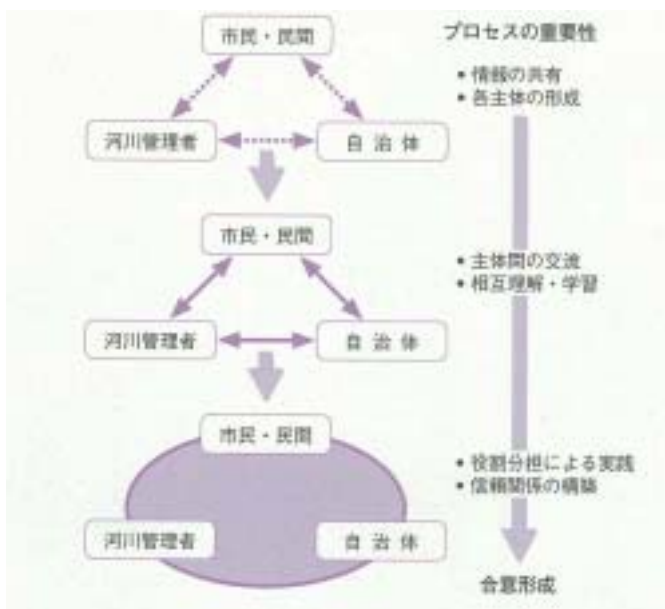
出典：ともだちになるう ふるさとの川
- 川のパートナーシップハンドブック - 【2000 年度版】

(4)プロセスを重視する

パートナーシップによる取り組みは、主体毎に様々な価値観があることを前提として、現状の認識から双方が納得する方法で、ともに理解を得ながら一步一步着実に進めることが重要である。

したがって、目標の達成度のみならず、手順を踏んで議論し、相互理解等を実践するプロセス自体が極めて大切で、このようなプロセスを経て合意が形成されるものと考えられる。

また、一緒に取り組んで合意に至らなかったとしても、その経過を記録として残し、次の取り組みの参考とする姿勢が必要である。



パートナーシップによる取り組みのプロセス

出典：ともだちになるう ふるさとの川
- 川のパートナーシップハンドブック - 【2000 年度版】

4.2.3 パートナーシップの実現のために

河川景観の形成におけるパートナーシップを実現するためには、河川管理者、地方公共団体、市民、企業等の各主体が、主体性と信頼関係を基礎として、相互に理解し、それぞれの特性を活かした適切な役割分担をすることが大切であり、河川景観の形成の取り組みをできるところから積極的に進めていくことが望ましい。

パートナーシップ実現のためには、特に以下の点が大切である。

- (1) 多様な主体によるパートナーシップの仕組みづくり
- (2) 多様な主体の役割分担
- (3) 市民と行政の協働

(1)多様な主体によるパートナーシップの仕組みづくり

各河川で市民と行政との日常的な意見交換のレベルから、議論を行い合意を形成するレベル、さらに市民が整備や管理等の河川景観の管理の一部を担うレベルまで、市民が参加できる機会を設ける必要がある。

情報の共有

河川管理者や地方公共団体等の行政は情報を広く公開し、さらに市民の情報を積極的に収集して、関係者がお互いの情報を共有することが必要である。このため、広報誌、パンフレットの充実や、インターネット等による情報提供の工夫をする必要がある。また市民からの情報の収集は、市民の協力を得て、市民の視点で河川の情報を集めてもらうこと等が考えられる。

【事例】市民からの公募による写真集の作成（長野県・^{てんりゅうがわ}天竜川）

天竜川上流河川事務所では、天竜川流域の人々が暮らしや風景を写し取ってきた写真を収集し、「写真集 天竜川あの頃」として2001年12月に発刊した。

写真集を作成するにあたって、流域の市民から写真提供を募ったところ、184人の方々から1000枚を超える写真の応募があった。

市民から写真を募集することで、河川との関わりが少なくなった今日において、天竜川の原風景を懐古することができて貴重な財産となった。



河川との多様な関わりの拡大

市民が河川と多様な関わりを持つことができるよう、水質の改善、水辺へのアクセス確

保、水辺の自然環境の保全、歴史的施設や文化的行事の維持や復活等、水辺の魅力を高め、川を知り、川に学ぶことができる機会や場を積極的に増やす必要がある。

日常的な話し合い、意見交換の機会

市民と行政等は様々な機会を通じて、互いにコミュニケーションを積極的にはかることが重要である。河川景観に関して継続的な話し合いや情報交換の機会や場を設け、お互いがもつ課題やビジョンについて議論し共有していくことが必要である。また、市民と行政が協働してシンポジウム、イベント、懇談会を開催したり、広報誌を作成することも考えられる。こうしたパートナーシップによる取り組みを企画し、推進するための交流拠点をづくり共同で運営することが望まれる。

合意形成の場や機会と運営のルールづくり

河川景観をはじめ河川に関する様々なテーマについて、誰もが参加できオープンに議論できる場を設け、議論を十分尽くし、合意形成に向けた取り組みを行うことが望まれる。市民参加には情報を受けるだけのものから計画策定を自ら行うまでの様々なレベルがあるが、運営のあり方や議論の仕方、場等について、ルールを作ることが必要である。



計画策定における市民間の意見調整や、市民と行政間の調整を行うために、審議や意志決定を行う第三者的な機関や調整の仕組みについても検討する価値がある。

計画策定への市民参加と公開

河川の計画の策定は、一般的に地域の意向・要望の把握、情報の整理・提供・共有（代替案を含む）計画案の提示、意見調整といった一連の合意形成プロセス、意志決定の手順で進められる。

河川整備計画の策定については、市民参加、計画・事業へのフィードバックの仕方等、具体的な仕組みが地域ごとに議論されているが、これ以外の河川管理に関わる計画についても、市民の意見や要望を聞き、必要に応じて計画に反映させることが望ましく、市民が計画段階から合意形成プロセスに積極的に参加できるよう様々な工夫をする必要がある。

さらに、計画策定の各段階で、そのつど議論の経過と結果を公表し、市民の意見がどの

ように反映されたか明らかにすることが重要である。決定されたことが、話し合いの場や市民による管理の現場へフィードバックされ検証できる仕組みが用意されることも必要である。

【事例】計画から維持管理まで市民が活躍（東京都・北沢川緑道^{きたざわがわりよくだう}）

東京都世田谷区では、北沢川緑道の整備において公募により参加した市民と行政のワークショップの結果、市民の意見を反映した緑道整備が行われた。その過程で市民の自主活動グループ「北沢川せせらぎクラブ」が誕生し、町会、高齢者クラブ、小学校等も加わって、区と協定により清掃等の維持管理が行われている。

計画づくりからのきめ細かな市民参加が、整備後の維持管理、運営への自発的市民活動へ発展し、地元管理の成功例として全国からの視察者も多い。

市民が河川景観の管理の一部を担う仕組み

河川の環境学習やイベント、観察会等の市民の日常的な河川への関わりは、従来の河川管理の対象・内容を越えて多方面に広がっている。河川管理者は、こうした市民の河川に関わる活動を把握し、ニーズに応えていくことが求められる。そこで、このような市民の活動を河川管理の中に位置づけ、市民と協力・連携して、地域の課題やテーマを探り、現場に適した河川景観の管理を協働で進めることが必要である。

【事例】都市の中に再生された自然を市民が管理（愛知県・児ノ口公園^{ちごのくちこうえん}）

1950年代に野球グラウンド等の公園として暗渠化された五六川だったが、1995年に都市河川の水質浄化のために行われた矢作川からの導水を契機に、五六川の再生と併せて、都市の中の自然である「児ノ口公園」を整備した。

公園のオープンにあわせて地域の市民の有志で結成した「児ノ口公園愛護会」は、市の地区を受けて維持管理を行っている。

雑木林を手入れしたり、カワニナを放流したり、交流の場としてバーベキューを企画する等、四季折々の活動を行っている。

(2)多様な主体の役割分担

河川景観の管理に市民が参加し、パートナーシップによる河川景観の形成と保全を進めるには、河川管理者、地方公共団体、市民、企業等の関係者が主体的に参加し、それぞれの条件に適した役割分担を行うことによって長く継続した活動を目指すことが大切である。

【河川管理者】

パートナーへの理解

河川管理者は、市民ニーズや意見を理解し認識するため、機会あるごとに市民の声に耳を傾け、対話する姿勢が必要である。また、市民団体等が出す会報誌を購読したり、日常的なフィールドワークや勉強会に参加し、市民の感覚を理解するよう努めることも必要である。

情報公開

河川管理者は、河川に関する情報を広く誰もが分かりやすい形で公開することが必要である。そのため、担当窓口や情報コーナーの設置、情報入手手続きの簡素化、インターネットによる情報提供等の工夫が必要である。

河川景観の管理への市民参加の支援

市民が日常の活動を通じて河川景観の管理に積極的に関わってもらう仕組みを工夫することが必要である。そのために河川管理者は、人材、情報、ノウハウ、資金等を活用し、市民の取り組みを支援すると共に、広く市民、企業、地方公共団体にPRし、河川管理における市民参加を呼びかけることが望まれる。市民の自発的な取り組みを尊重し、活動のスタイルや時間帯等について極力市民ニーズに合わせる工夫が必要である。

関係行政機関、流域に関係する地方公共団体等との連携

市民とのパートナーシップによる河川管理を推進するために、河川管理者は市民の協力を得ながら各々の施策を調整・連携して取り組むことが必要である。河川管理者は、流域に関係する地方公共団体との情報交換を密にし、データベースの共有化、共同事業等に連携して柔軟に取り組める体制づくりを進める必要がある。

小中学校の環境学習の場としての水辺の活用

みずべ がっこう 水辺の楽校プロジェクト

完全学校週5日制や小中学校における「総合的な学習の時間」の本格的な実施等を背景に、環境学習や自然体験活動のフィールドとして、身近に存在し、自然環境が豊かな河川への注目が集まっていることから、国土交通省では、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」を平成8年度より推進している。

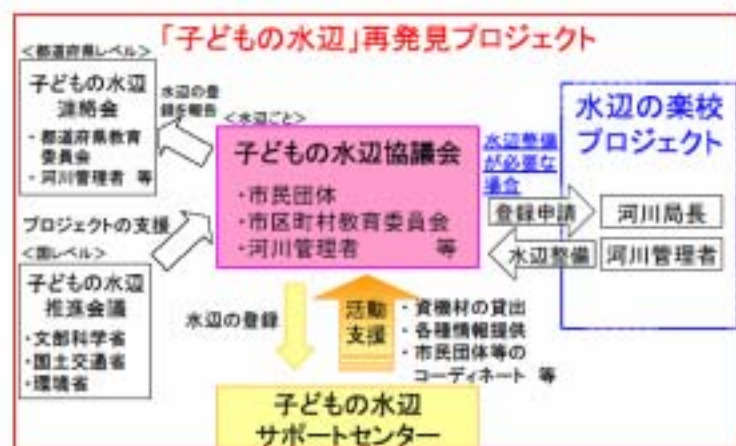
また、国土交通省、文部科学省、環境省が連携して、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって身近な水辺での自然体験活動を推進することを目的に、平成11年度より『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』に取り組んでおり、平成14年7月には、各地における活動の更なる推進をはかるため、(財)河川環境管理財団の中に「子どもの水辺サポートセンター」を開設した。同センターでは、安全な水辺での活用をコーディネートできる人材の紹介や資材(ライフジャケット等)の貸し出し、学校の先生方等を対象とした環境学習プログラムの講習会の実施等、ソフト面から水辺での活動を総合的に支援している。



多摩川・狛江水辺の楽校
提供：関東地方整備局

「水辺の楽校」のイメージ図

出典：国土交通省河川局 HP



【市民】

パートナーへの理解

行政の行う事業や計画を十分把握・理解することが必要であり、河川管理者等を招いて河川の学習会を行ったりして、情報や意見交換を行うことが考えられる。

市民による情報発信

市民は日常の活動を通じて、行政や企業では得難い地域に関わる歴史文化や自然環境の変化、水辺の利用状況、市民活動情報等、様々な情報を収集し蓄積している。

こうした情報を市民同士や行政・企業に対して積極的に発信し情報交換することはパートナーシップによる取り組みを推進するうえで重要である。

市民活動の自立と連携

自発的な市民の継続的な活動は、やがて市民のネットワークを創っていくことにつながる。市民のネットワークを広げるとは、市民活動を活性化させ、市民間の意見や活動を調整する能力を養い、市民の中に自ずとコーディネーターが育つことにつながる。

【事例】グラウンドワークで地域の環境を育む（静岡県・源兵衛川^{げんべえがわ}）

平成 14 年に 15 の市民団体が集まり、「グラウンドワーク三島実行委員会」を設立した。同会がコーディネーター役となって、市民・行政・企業がパートナーシップをとり、それぞれの役割を補完しあいながら、ゴミ捨て場化した源兵衛川を、ホタルが乱舞する水辺環境に再生する取り組みをはじめ、絶滅した水中花・三島梅花藻の増殖と復活、市民主体による湧水公園の管理運営、地域総参加による荒れ地のミニ公園への整備等、様々な地域環境改善活動を展開している。

市民活動の継続と発展

市民は、自ら河川について学習し、自立した活動資金を持ち、市民活動のノウハウを身につけることによって、活動を継続し発展させていくことが望まれる。

西暦 2000 年の多摩川を記録する運動

東京都・山梨県・神奈川県：多摩川 たまたがわ

多摩川では、「西暦 2000 年の多摩川を記録する運動」が市民参加により展開された。

これは、NPO 法人多摩川センターが「記念すべき 2000 年に市民の目を見た多摩川の姿を記録し、次の世代に伝えたい」として、市民の視点で西暦 2000 年の多摩川を記録しようと、平成 8 年から準備委員会（8 名）を設置し、計画づくりと呼びかけを行ってきた。

平成 10 年には正式な実行委員会（74 名）を設置し、3 回にわたる予行実験を経て、平成 12 年 1 月から 13 年 1 月の 1 年間に 5 回の住民参加型一斉調査等を行った。

住民参加型一斉調査では、日時をあらかじめ決めて、1km ごとの多摩川の堤防上からの 360 度パノラマ写真の撮影、川の生物の中から漁業被害の指摘のあるカワウの調査、人の利用実態調査、粗大ゴミの調査等を行った。

このほか、ビデオ記録、現代多摩川名勝図鑑、多摩川から 21 世紀へ古老からのメッセージ、カイトフォトグラフィー等の事業を行った。

これらの成果は、「西暦 2000 年の多摩川を記録する運動 活動報告書」としてとりまとめられている。

多摩川利用実態調査書

調査者： _____

調査日： 西暦 ____ 年 ____ 月 ____ 日、 気温 _____

河川から徒歩距離： 徒歩 ____ 分、 距離 ____ km

調査地点の名称（河川沿いの）： _____

調査時間（河川沿いの）： ____ 時 ____ 分 ~ ____ 時 ____ 分

調査結果：（人目を忍んで下流へ、撮影してから、（ ）内は調査、観察した結果）

動物・植物・鳥の目撃	()
子供遊戯	()
自転車通行	()
釣り	()
水遊び・水遊び場・水車	()
釣り	()
散歩	()
キャンプ	()
その他利用状況	()
ゴミの状況	()
河川岸・堤防内	()、その他 ()
ゴミの状況	()
その他利用状況	()
その他利用状況	()
その他利用状況	()
その他利用状況	()

多摩川カワウ調査委員会
調査日： ____ 年 ____ 月 ____ 日

アンケート調査シート



出典：ともだちになろう ふるさとの川
- 川のパートナーシップハンドブック - 【2000 年度版】

提供：西暦 2000 年の多摩川を記録する運動実行委員会

【地方公共団体】

河川景観の形成と保全のパートナーとしての参加・支援

パートナーシップによる河川景観の形成と保全は、地域づくり・まちづくりとの関わりが深く、市町村はこの責任を持つ行政機関として積極的に参加するとともに、活動を支援することが期待される。

【事例】河川と人、人と人を結ぶ石投げ大会（宮城県・阿武隈川^{あぶくまがわ}）

阿武隈川が流れる宮城県丸森町では、年に一回、「全日本石投げ選手権」が開催されている。

この選手権は、石が水上を何回跳ねたかを競争する「水切り石けんけん」大会で、子供たちの元気のいい石投げ、おじいちゃんの名人芸等、ほのぼのとしたイベントである。

河川と人が触れ合うイベントを通じて、世代を超えた人と人の交流がはかられている。



提供：萩原なつ子

地方公共団体間の連携、広域的組織づくり

流域や水循環の視点から、河川に関わる地方公共団体が相互に情報交換し、連携した取り組みを展開することが期待される。

【企業】

企業力を活かした河川での社会貢献活動

市民と行政は、企業が社会貢献活動の一環として、川づくりや地域づくりに参加することを望んでいる。企業は、その人材、情報、ノウハウ、資金等、企業ならではの特徴を活かして、市民と行政が取り組む河川景観の管理に参画することが期待されている。そのため、市民や行政は、それぞれが持つ情報を企業に伝えるとともに、企業との交流や話し合いの場を創り、企業や社員の協力を働きかけることが求められる。

(3)市民と行政の協働

各河川の現状や課題を踏まえ、市民と行政ができることから一緒に取り組むことが重要である。ひとつひとつ成果を積み上げ、パートナーシップによる河川管理を段階的に実現することが望まれる。

協働して取り組む活動・事業

行政と市民は、一緒に取り組むことができる事業や活動を、できることから段階的に行うことが必要である。特に、既存の事業の中で市民が参加できる機会を積極的に工夫し活用することが求められる。

河川管理者は、市民の要望を受けて、情報収集と発信、普及啓発、意見交換の場の運営、環境の維持管理、モニタリング等、河川管理の一部を市民が行えるような協働事業等に積極的に取り組む必要がある。

市民参加・活動支援の手法開発・活用

具体的な計画づくりでは、市民提案の応募やワークショップ等を行い、できるだけ多くの市民が参画できるような内容やプログラムを工夫し、整備後も市民が継続して河川管理に関わることができるようにする必要がある。

ただし、景観の計画づくりは景観の専門家に任せる場合もあることから、計画づくりにとって市民と市民あるいは市民と行政との間のコーディネーターの存在が重要になる。河川管理者には、市民・行政のコーディネイト、人材育成、市民活動のサポート等、市民活動の拠点となるセンター等の設置が望まれている。

4.3 景観形成における合意形成

河川景観は自然と人々の営みにより形成されるものである。新たに施設等の整備を行う場合においても、自然の特性を十分に踏まえ、地域の人々とともに景観を形成していくという基本的な姿勢が大切である。

近年、河川事業においては様々な段階で合意形成に向けた取り組みの仕組みが取り入れられるようになってきており、河川景観の形成においても同様に市民等との合意形成に向けた取り組みを積極的に実施することが大切である。

4.3.1 景観形成における合意形成の考え方

河川景観の形成における合意形成に向けた取り組みに関しては、特に以下の点が大切である。

- (1) 計画の初期の段階から合意形成に向けたプロセスを取り入れること
- (2) 合意形成はそのプロセスが重要であり、様々な段階で情報を公開し、景観計画や設計の意図を説明すること
- (3) 市民参加による合意形成に向けた取り組みを行う場合でも、その場ですべてを決定するということではなく、専門的な部分は専門家に任せるといったプロセスの合意も合意形成に含まれることに留意すること

現在、河川事業の各段階において合意形成に向けた手続きがとられている。河川景観の形成と保全においても同様に、計画の早い段階から合意形成に向けた取り組みを行うことが大切である。

一方、個別の事業段階である特定の場所や施設についての景観設計についても、あらかじめ検討した結果をもって説明するのではなく、その事業の計画段階から情報を公開し、景観計画や設計の意図を説明するといったプロセスを経て、合意形成に向けた取り組みを行うことが大切である。

しかし、景観の評価にはたぶんに主観的な要素も多く含まれることもあり、河川景観における合意形成では特に、地域住民等の全ての意見を取り入れたり、全員が合意して作り上げたりすることを目指すべきではない場合もある。

景観の計画や設計について専門的な部分は専門家に任せの方が良いことがあり、その場合には、景観の専門家に任せるといったプロセスについて、合意形成をはかっていくことが必要である。

【参考】河川整備計画における地域連携と市民参加

玉井は、河川整備計画の合意形成過程における地域と連携の仕組みの事例として以下の図を紹介しており、河川整備計画段階における合意形成に向けた取り組みの参考となる。

河川整備計画の合意形成過程における地域との連携の仕組みの事例



出典：河川計画論

4.3.2 様々な合意形成の手法

対象となる地域の自然の特性や社会の特性によって、合意形成に向けた取り組みの進め方も異なる。このため、地域の特性を十分に踏まえ適切な合意形成に向けた取り組みの進め方を選択する必要があるが、どのような手法においても、できる限り多くの市民が関わり、意見を述べる事が可能となるように努めることが大切である。

河川景観について合意形成に向けた取り組みを行う方法は様々であり、景観形成する場の自然特性、社会特性に応じて適切な手法を選択する必要がある。

以下には、検討の各段階と合意形成に向けた取り組みおよび対象事項の一例を示した。ここで示したのはほんの一例であり、それぞれの地域特性、事業特性に応じた合意形成に向けた取り組みをはかっていくことが必要である。どのような手法においても、なるべく多くの地域住民が関わり、意見を述べる事が可能な手続きを考案することが望ましい。

河川景観検討の各段階と合意形成に向けた取り組みおよび対象事項の一例

検討の各段階	合意形成に向けた取り組み	対象事項
河川整備計画	・河川整備計画の策定段階における合意形成とあわせて実施する	・河川景観の特徴 ・河川景観の目標 ・河川景観の形成と保全の方策
個別の事業 河川敷地の占用の許可等 維持管理等	・公聴会・説明会 ・委員会・協議会 ・ワークショップ ・市町村からの意見聴取	・現在の河川景観の認識 ・施設等の景観の目標 ・事業実施後の景観予想 ・その他、専門家等に任せるといった、検討のプロセス

なお、「4.3.3 情報の共有」には、合意形成に向けた取り組みを行うために必要な情報共有の手法を示している。合意形成に向けた取り組みを行うためには、地域特性や事業特性に応じて、「4.3.3 情報の共有」に示した情報共有の手法を組み合わせることが必要である。

一方、個々の事業を実施する段階での、景観の検討方法の例として以下のものがあげられる。地域特性や事業特性に応じて適切な検討手法を選択し、あわせて、このような検討プロセスについて、合意を形成していくことが必要である。

河川管理者による検討

- ・河川管理者自らが景観検討を行う。
- ・デザイナーを有するコンサルタントに発注して景観検討を行う。

委員会方式

- ・景観検討委員会等を設立し、景観検討を行う。

アドバイザー方式

- ・有識者へのヒアリングによりアドバイスをうけ、景観検討を行う。

ワークショップ方式

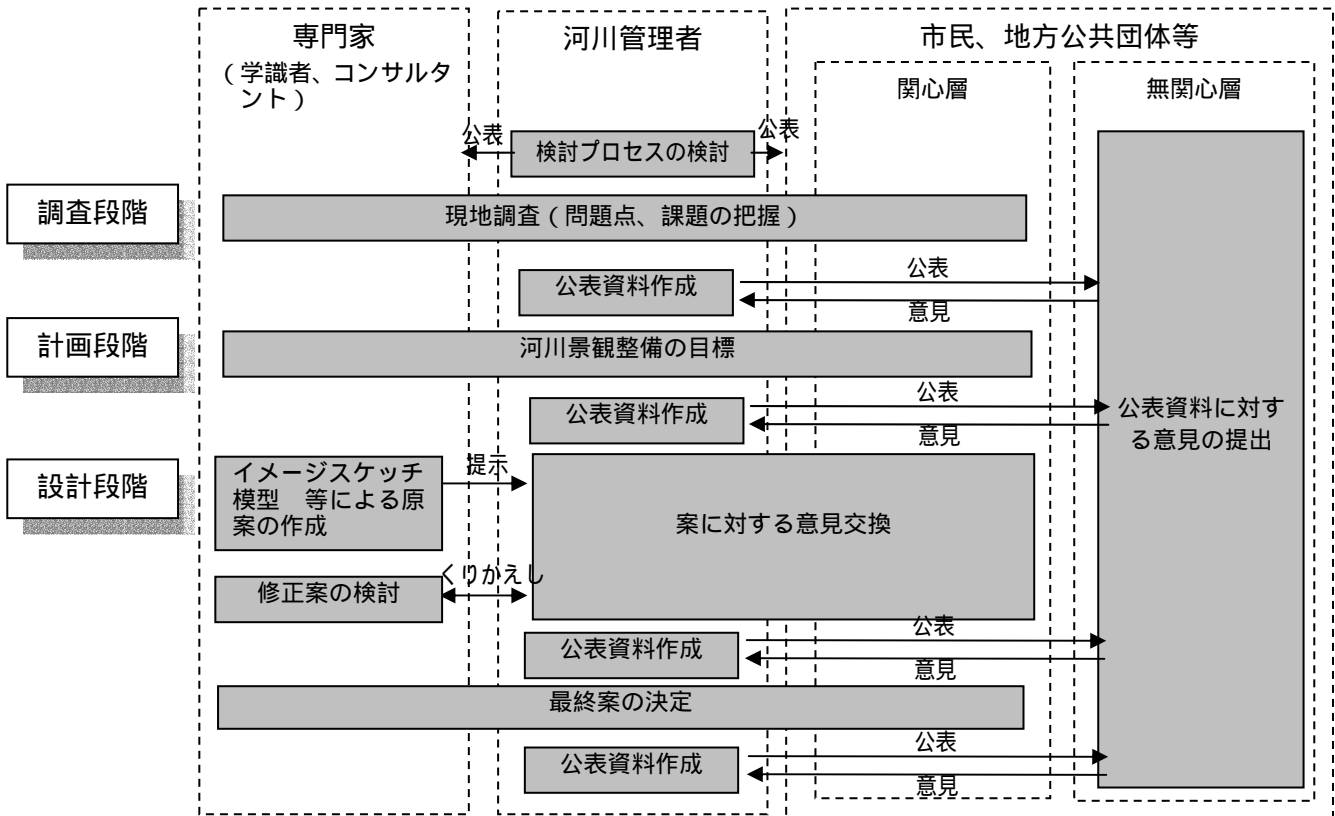
- ・市民参加型のワークショップ等により検討する。

コンペティション方式

- ・公募型のコンペティションを行い、最も優良である検討成果を採用する。

特に、河川景観については、その場の見た目だけで善し悪しを評価すべきものではなく、河川の空間構造を把握し、その履歴を理解したうえで、検討することが大切であるため、いずれの方法を採用するにしても、景観の専門家や地域の有識者等の意見やアドバイスをできるだけ受けるように努めることが必要である。

以下には、ワークショップ方式等、市民が参加する場合における合意形成の手順の例を示した。ここで示した例を参考に、地域の実状や、景観の検討手法に応じて、適切な合意形成に向けた取り組みの仕組みを考案することが必要である。



合意形成の手順の例

注) 本図は合意形成の手順の概要を示すものであり、実際には各段階において、大小様々な合意形成に向けた取り組みが繰り返されている。

市民の想いを実現する川づくり～「^{だいむ}台霧の瀬プロジェクト」^{みくまかわ} 大分県・三隈川

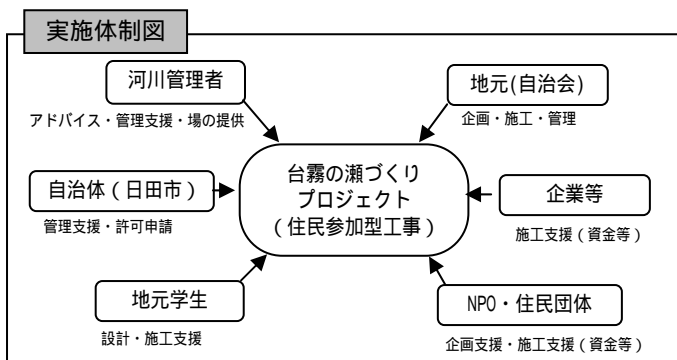
大分県日田市を流れる筑後川水系三隈川は、「水郷 日田」のシンボルである。「台霧の瀬プロジェクト」の舞台となった場所は、かつては瀬であり、瀬を利用した「台霧のやな」もつくられ「水郷 日田」の名にふさわしい瀬音豊かな市民の憩いの場であった。

しかし近年は、水辺にはヨシが生い茂り、子ども達が河川に足をつけることや魚釣りをして遊ぶことが困難な状況であった。また、ゴミの不法投棄や橋脚への落書き等もされていた。

こうした中、地域住民の抱いていた「水遊び・川遊びのできるせせらぎ」、「くつろげ楽しめる水辺空間」として整備し、楽しみながら管理していきたいという想いに、河川管理者の想いが一致して「台霧の瀬プロジェクト」が発足し、計画から施工後の維持管理まで一貫した協働による川づくりが進められた。

【企画】

「台霧の瀬プロジェクト」は、各団体の代表者によるプロジェクト会議で議論を重ね、実施体制、施工計画について確認しながら進めた。



プロジェクト会議
提供：筑後川河川事務所日田出張所

基本コンセプト

「みんなで創造する夢のある空間」

小学生から大人まで、皆が参加し様々な夢を話し、楽しみ、遊びながら創る夢の空間とする。

「みんなが水辺に集える空間」

現在の三隈川（筑後川の通称）は水に接し、遊べる場所が減っている。そこで現在の河川敷の地形を活かし、子どもも大人も共に水辺に集い遊べる空間とする。

「自然を体験できる空間」

瀬づくりにあたっては、より自然の状態に近い状態で創ることを最優先課題とし、使用する素材は自然のものを利用し、植栽についても、現状の植生及び日田地区における植生を十分配慮して行い、川遊び、魚とり、動植物観察等、自然を体験できる空間とする。

「流域の特性を活かし、三隈川全体で連続性のある空間」

三隈川はそれぞれの場所で色々な姿を見せてくれる。三隈堰下流の当該箇所は、右岸側の桜並木、左岸側の河畔林、さらに左岸側の丘の上には公園等、面白い風景があることを踏まえ、当該箇所にふさわしい空間創りとする。

【河川法手続き】

本プロジェクトは河川内区域における行為であり、河川法第 24 条(土地の占用の許可)、第 27 条(土地の掘削等の許可)の手続きが必要であった。これらの手続きは日田市が実施した。

【測量】

大分県立日田林工高等学校の土木科の生徒の協力を得て、水準測量を実施し、設計の元となる現況縦横断面図を作成した。

【設計】

計画平面図、計画横断面図の作成は、NPO ひた水環境ネットワークセンターにより実施した。設計にあたっては、みんなが水辺に集え、自然を体験できる空間づくりをするため、周囲の現地状況との違和感をなくし、子供の安全性確保およびアユの生息環境に配慮した。

【施工】

施工は、NPO ひた水環境ネットワークセンターにより粗掘の掘削を実施した。

また、落書きされていた橋脚には、地元高校の美術部の協力により、夢のある絵を上書きした。

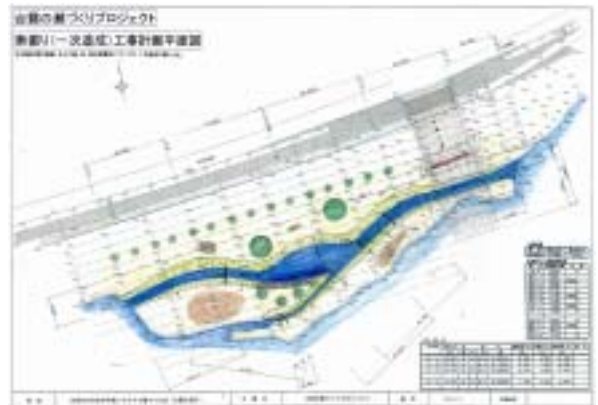
【維持管理】

施工後の維持管理は地元自治会を中心に調整が行われている。

このプロジェクトに参加した市民団体等には「地域の川は地域で守り育てていく」という気運がさらに高まっている。またマスコミ等にも取り上げられ広く注目を浴び、学校関係者からは、生物調査や総合学習のフィールドとして利用したい等の声があがっており、河川と人の関わりの再構築、河川のことを考える人を増やすことにつながった。



地元高校生による測量実施状況



計画平面図



粗掘の実施状況



落書きされた橋脚は、地元高校の美術部の協力で夢のある絵に書き換えた



提供：筑後川河川事務所日田出張所（この頁の写真・図すべて）

国際コンペ「沙河環境景観概念設計」

中国 成都市・沙河

中国四川省の省都、成都市の東部を流れる「沙河」を対象に、国際コンペ「沙河環境景観概念設計」が2002年の夏に行われた。

成都市の計画では2002年から2006年の5年間で、沙河沿いに新たな住宅や商業地区等を形成して全面的に都市の印象を改善することとしている。

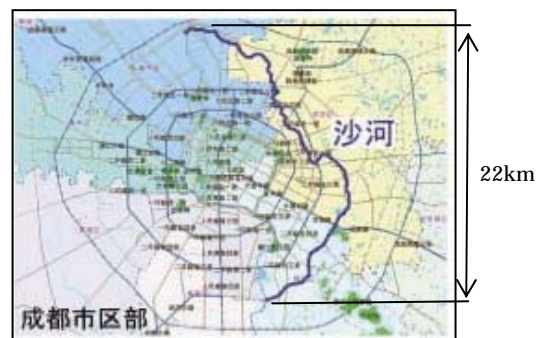
すなわち、沙河の汚染対策、河川整備、周辺道路および宅地等整備、環境景観整備等、7大類からなる「成都市沙河総合整治プロジェクト」の推進である。

コンペは、このプロジェクトの最も重要な「環境景観整備」にあたるもので、沙河22kmをA、B、Cの3つの区間に区切り、河川兩岸の帯状緑地、河川護岸、道路等の環境景観についての概念設計（日本の基本構想・設計レベルに相当）を行い、整備コンセプトを競ったものである。

コンペで提出した品目は、コンセプトやゾーニング計画等の設計説明、1:1,000の全体平面図、造成および標準横断面図、モニュメントおよび光彩照明計画、景観パース、CG動画であり、審査委員へのプレゼンテーションが行われた。またコンペ後には、全ての作品は市民の前に約2週間展覧され、市民の意見も聴取されている。



成都市の位置



コンペの対象範囲（22km）



CG画像（塔子山夜景）



市民展覧の様子

コンペでは、オーストラリアやシンガポールをはじめ、四川省、北京、上海等多数の企業が参加し、22編の発表があった。その中で、「自然生態復興と文化継承による河川文化の創造」を設計コンセプトとした日本の企業の提案が優秀設計1等賞を受賞し、その後、詳細設計、実施設計を任されている。

出典：中国四川省成都市の現状（この頁の写真・図すべて）

【事例】デザイナーを有するコンサルタントが検討する：福島県・阿武隈川^{あぶくまがわ}

阿武隈川の渡利水辺の楽校の設計では、デザイナーを有するコンサルタントに委託する方式をとった。

設計段階では基本的な地盤高の設定と空間配置程度を決めておき、樹木の配置、園路線形等は、現場で土を動かす、つくりながら考える「アースデザイン」の手法をとった。

設計者が頻りに現場に出向き、発注者と協議を重ねながら詳細事項を決定し、施工の指導を行って身体感覚的に居心地の良い空間をつくっていった。



*

【事例】委員会を設置して検討する：岡山県・苫田ダム^{とまた}

吉井川水系・苫田ダムでは、ダム事業に関わる多くの施設を個別に検討するのではなく、トータルな環境をつくり、長期間にわたってデザインのコンセプトの統一性をはかるため、ダム環境デザイン検討会とデザインの原案造りを行うデザインWGを設置し、検討を行った。

委員会は平成4年以降10年以上にわたって多くの案件を討議・検討し、ダム全体の統一性の確保に寄与した。



出典：苫田ダム管理所 HP

【事例】アドバイザーに意見を聞く：東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局では、アドバイザーより指導を頂きながら公共事業を進める「美しい国土づくりアドバイザー制度」を確立している。

ひろせがわ
広瀬川では、昭和30年代前半に築造された特殊堤防の補修にあたって景観アドバイザーから意見を頂き、宮城県産の野面石を用いた伝統的な石積みによる景観に配慮した整備を行った。



提供：東北地方整備局

【事例】市民の意見を反映する：鳥取県・八束川^{はつとうがわ}

鳥取県では、自然環境の保全と地域づくりと一体となった川づくりに力を注いでおり、全住民参加による「じげの川づくり」が進められている。「じげの川づくり」は、全住民参加のサロンを開催して、行政と地域住民の二人三脚による川づくり、地域づくり推進しておこうとするものである。

八束川^{はつとうがわ}の整備にあたっては市民参加による検討が行われ、古老に話を聞いて昔あった淵を再現している。



提供：皆川朋子

【事例】河川管理者自らが検討する：熊本県・菊池川^{きくちがわ}

菊池川では、歴史的土木構造物である加藤清正の石剝に範をとり、これを現在に継承する低水水制群の設置を行った。

出張所の職員が現地平面図をもとに 1/400 の簡易模型を自ら作成し、水理実験を行いながら設計を進めた。模型の作製にあたっては、古い水制群や堤防裏法肩のハゼ並木等を模型上に配置し、古くからの周辺景観を含めた河道景観全体についても検討を行った。

【事例】市民を交えた協議会で検討する：宮崎県・大淀川^{おおよどかわ}

大淀川では、特殊堤を 1.2mかさ上げするにあたって、観光拠点の景観が悪化することが懸念されたことから、特殊堤の設計にあたって市民を交えた「大淀河畔改修事業検討協議会」を設立して検討が進められた。

特殊堤の設計にあたっては、特殊堤を少し埋めることによって見かけの大きさを小さくし、大淀川の広々とした景観を確保する等、様々な景観工学的な手法が取り入れられている。

4.3.3 情報の共有

合意形成に向けた取り組みに際しては、河川景観に関する現状認識、河川景観の目標像、河川景観の目標像を達成するためのプロセス、検討結果等について、河川管理者、地方公共団体、市民、企業等、すべての関係者の間で情報を共有することが大切である。

そのため、相互に情報を提供し合い、また、相互の意見や提案等を交流し合うための様々な仕組みを構築することが大切である。

以下には、主な情報提供、意見聴取の方法とその特徴を整理した。これらの方法を参考に、地域の状況に応じた適切な情報共有の仕組みを取り入れることが必要である。

主な情報提供の方法とその特徴

方法	方法の概要	主な利点・欠点
広告	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、テレビ、ラジオ等に広告を載せる 	<ul style="list-style-type: none"> 有料広告は、行政機関の要求どおりに情報を伝えられる 広範囲の市民に伝えることができる 広告費として税金が使われることに反感が持たれる場合がある。また、狭い社会では、広告のある機関に特定して載せてしまうと、他のメディアからの反感をかう場合がある 会議が予定されていることを伝える場合には比較的评价が高い
パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> 提案されている活動や検討状況、関係のある問題、市民参加の機会等を説明する 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの情報を多くの人々に比較的経済的に直接提供できる パンフレットを作成することで、行政機関が市民参加を促進しようとしている姿勢を示せる 準備と配布に時間や費用がかかる
ダイレクトメール	<ul style="list-style-type: none"> アンケート配布者等に結果を直接送付する 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に配布者全員に確実に情報が伝わる さらに広い範囲に伝えようとする、費用がかかる
展覧会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設やショッピングセンター等で開催し、一般市民に情報を知らせる 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民が気軽に情報に接することができ、通常は特に関心のない人にも情報を伝えられるが、情報の伝わる範囲が限られる恐れがある スタッフを置いたブースはスタッフの時間を拘束することになる イベント等と連携して実施する場合には、広報効果も高くなる
記者会見	<ul style="list-style-type: none"> メディアを利用できるような注目度の高い場合に行う 行政機関とメディア側との質疑応答がテレビ等で放映される 	<ul style="list-style-type: none"> 報道範囲が広がる 行政機関が率直に話ができる 報道価値が非常に高い場合、知名度のあるものに限り有効である
回報(報告書)・ニュースレター	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な回報は、意志決定プロセスの進行を詳細に通知する手段であると共に、調査や提案されている活動に市民が関心を持ち続けるための手段となる 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が調査の結果や意志決定プロセスの進行状況を常に知っておくための重要な手段となる 特に回報が役立つのは技術的な調査が行われていて、市民参加の機会が少ない期間である 回報の準備に時間がかかり、印刷、郵送の費用も高い
新聞折り込み	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民に情報を提供し、また同時に市民のコメントを求めるのに使われる 読者が意見を述べたり活動への参加の意志を示すことができる回答用紙をつける 	<ul style="list-style-type: none"> 非常に多くの人々に届けることができる 市民参加活動への参加に関心のある団体や個人を確認できる手段である 費用が高い 回答用紙を返送する人の割合は低い
新聞発表	<ul style="list-style-type: none"> 情報を簡素に告知する うまくすればテレビ等に取り上げられる 	<ul style="list-style-type: none"> 広報の重要な手段の一つ テレビ等の電波メディアは報道価値が無ければ報道しない
公共事業のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ等を通じて公共事業のお知らせを流す 	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関を通じて無料で活動を広報できる お知らせを報道しない局がある場合がある 短い時間でお知らせしなければならず、伝達できる情報量は少ない
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画・流域委員会に関するホームページを作成し、アンケート結果、審議経過等の記事を載せる 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に幅広く情報を提供できる インターネットを活用できる人にしか情報が伝わらない
オープンハウス(インフォメーションセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 施設に市民が立ち寄り、展示を見たり、質問をしたり、行政機関のスタッフと問題を討論するための施設を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関のスタッフと市民が直接話すことができる 誤った情報の訂正や、市民の意見を詳しく聞くこともできる オープンハウス(インフォメーションセンター)を有効に機能させるためには、その存在を宣伝しなければならない

カナダ環境アセスメント庁：住民参加マニュアル、1998.8を参考に作成

主な意見聴取の方法とその特徴

意見聴取方法	方法の概要	主な利点・欠点
住民投票	<ul style="list-style-type: none"> 行政等が提示する計画に対する賛否等の意志表示を市民が直接投票により行う方法 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の意志を把握しやすい 計画やその背景に対する十分な理解が得られないまま意志表示が行われる恐れがある 意志表示の背景がつかみにくい 投票結果の拘束力は強い
アンケート・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 計画等に対する市民の意見や要望をアンケートやヒアリングにより聴取する方法 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的多数の意志、多くの情報を把握しやすい 計画やその背景に対する十分な理解が得られないまま意志表示が行われる恐れがある 意志表示の背景がつかみにくい 質問票の作り方や質問の仕方によって結果が左右されやすい
イベント・コンテスト	<ul style="list-style-type: none"> 写真展、絵画展、作文募集、現地観察会等、各種のイベントあるいはコンテストを通じて、計画に対する理解を求め、また意見・要望を把握する方法 	<ul style="list-style-type: none"> 楽しみながら参加できるので、市民の関心を集めることができる 一般的に十分な情報は集められない 他の市民参加活動の一環として実施することが望ましい
公聴会・説明会	<ul style="list-style-type: none"> 行政が一般的関心および目的を有する重要な計画等について、利害関係者や学識経験者等から意見・要望を求める方法 	<ul style="list-style-type: none"> ある程度計画が検討されてから開催されることが多く、計画の早期の段階から参加していないという不満が生じやすい 意見・要望を表明するための時間的制約等から、参加機会が限定されているという不満が生じやすい 意見・要望が計画にどのように反映されたかがわかりづらい
審議会・委員会・協議会	<ul style="list-style-type: none"> 行政が計画立案に際し、学識経験者や利害関係者の意見・要望を反映させるために合議制の諮問機関（第三者機関）を設置して審議する方法 審議結果は報告・意見の形で答申され、これにもとづき計画の見直し等が検討されるが、法的拘束力はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 学識者、行政等とともに市民代表が委員として参加することも多いが、専門家を前にして、市民からは意見が出しづらい場合がある ある程度計画が検討されてから開催されることが多く、意見交換や修正案提出の機会は保証されるが、計画の早期の段階から参加していないという不満は生じやすい 参加者の人選を行政が一時的に行う場合には、そのことに対する不信感も生じやすい ややもすると専門家によって計画をオーソライズする目的が強いものととられかねない
懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 行政、市民等の関係者がうちとけて話し合う方法 実態的に審議会等とあまり変わらない場合もあるが、意志決定という点では比較的緩やかなイメージの方式といえる 	<ul style="list-style-type: none"> 市民中心の懇談会等とすることによって、専門的知識のない市民からも意見・要望が出されやすい 計画の早期の段階から立ち上げることによって、市民の参加意識も高まる 広い範囲の市民を参加させることも可能である 意見・要望がどのように反映されたかを十分にフィードバックしていくことが必要である
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の共同作業により、計画案の作成・提案を行っていく方式 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者自らが考え、合意をはかりながら計画案を作成していくという点で、満足度は高まる 一般的に、参加者を公募で集めることが多く、高い意識にもとづく意見・要望が出やすい 意見・要望がどのように反映されたかを十分にフィードバックしていくことが必要である
オープンハウス（インフォメーションセンター）	<ul style="list-style-type: none"> 計画に関連する展示や情報開示のための施設を設置し、市民がそこに立ち寄ることによって、行政機関のスタッフに質問や要望を述べたり、意見書等を提出する方式 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが好きな時間に自由に足を運び、情報に接することが可能である 市民と行政機関のスタッフが直接会話することにより、信頼感を醸成することができる 施設、展示を準備し、かつそのPRをすることが必要であり、他の方式と併用することにより効果が増す
公告・縦覧・意見書提出	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントや都市計画において制度化されている方法であり、一定期間計画案を提示し、その後ある期間内において意見書を提出する方式 	<ul style="list-style-type: none"> ある程度計画が検討されてから縦覧されることが多く、計画の早期の段階から意見を述べられないという不満が生じやすい 意見・要望を限られた期間で意見書として提出しなければならないため、一般の市民が参加しづらいという不満が生じやすい 意見・要望が計画にどのように反映されたかがわかりづらい

カナダ環境アセスメント庁：住民参加マニュアル、1998.8を参考に作成

4.3.4 合意形成に向けた取り組みにおける視覚的表現手法の活用

合意形成に向けた取り組みの場に参加する人々が適切に協議を行うためには、河川景観に関する視覚的な情報を提示し、共通の理解を得ることが不可欠である。地域の自然の特性や社会の特性、景観設計の基本的な考え方、参考となる事例、整備後の景観等について視覚的にわかりやすく提示し、景観設計の背景や方向性、ねらい、最終的なイメージを明瞭に説明することが大切である。

景観の視覚的表現手法として、景観模型は景観イメージを共有するための有力な手法である。その他、スケッチパース、フォトモンタージュ、アニメーション等の手法も景観イメージを共有する際に有効である。

合意形成に向けた取り組みをはかる際は、できる限り景観模型等の視覚的表現手法を活用することが望ましい。

景観を表現する代表的な視覚的表現手法の特徴を以下に整理した。手法の選定にあたっては、再現性や精度・操作性等や必要なコスト等の各種法の特徴および事業特性や立地条件、合意形成に向けた取り組みの手法等にあわせて、適切な手法を採用する。なお、最近の技術の進捗は顕著であり、必要に応じてより高度な手法を採用することも考えられる。

景観予測方法の例

予測手法	特徴および使用にあたっての留意事項
スケッチパース	<p>対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法で、フォトモンタージュ法とは異なり、背景となる現状の景観全体を描く必要があるが、自由な視点から自由なアングルの設定が可能で、図面の中での主体を明確にするための意図的な簡略化や強調ができる等表現の幅が広く、伝達したい視覚的課題に対応した描写をすることが可能である。</p> <p>一方、描く人間の描写能力により再現性が大きく左右されるため、フォトモンタージュより再現性は劣り、厳密な景観予測には適さない。概略の図面をもとに、事業のイメージや形状の検討、確認等をする場合に活用することが適している。</p>
フォトモンタージュ	<p>撮影した写真の上に、対象事業の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法。景観の予測手法として最も一般的に用いられている方法であり、再現性に優れ、現状の景観と事業実施後の景観を端的に比較する場合に適している。</p> <p>完成予想図の作図方法には、通常のパース図による手法とコンピュータグラフィックス(以下CGという)による手法がある。高い精度を求める場合は、CGを活用することにより、写真画面上に対象事業の図面上の測点を特定して写真と計画図との対応を確認できる。また、現状の写真がベースとなるため、現状で写真が撮影可能な視点場である必要がある。</p>
コンピュータグラフィックス	<p>現状の景観と対象事業の完成予想図の両方について、コンピュータを用いて3次元で描写する方法。3次元データで形状や空間を構築し、その空間内においてあらゆる視点からの予測が可能である。さらに構築した3次元データを基に、動画へ発展させることもできる。パースやフォトモンタージュでは、一視点ごとにそれぞれの作業が必要になるのに対し、CGはデータの部分的追加や変更によって予測内容を変更することが比較的容易なため、複数の視点場から対象物を確認したり、ひとつの視点場から対象物の複数を比較検討したりする場合等に適している。</p> <p>一般的に時間、費用の両面から高コストであるが、多数の視点を想定する場合や歩行動画として活用する場合、また天候や季節変化を反映する等多ケースが想定される場合は費用対効果の面でメリットがある。</p> <p>近年は、VR(バーチャルリアリティ)技術が急速に発達し、任意視点から得られる景観を即時的に再現することができるようになったため、実際の事業でも活用されることが増えている。</p>
模 型	<p>3次元の空間を、縮尺を変えて3次元媒体によって再現したもの。周辺地域を含めて対象事業の内容を表現し、模型場の主要な視点場から、場合によりファイバースコープ等を用いた写真によって景観の変化を予測する。</p> <p>遠景、中景、近景あるいは鳥瞰、俯瞰、アイレベル等あらゆる視点から確認することが可能であるため、対象をあらゆる角度から検討する場合や形状や空間を具体的に確認する場合等に適している。特に、公共事業が対象とする長大な施設や空間の全体像の表現が容易であり体感的に理解しやすいため、市民参加活動等のツールとしても活用されるケースが多い。</p> <p>模型は、目的に応じて、完成模型と検討用模型(スタディ模型)との2種類に大別される。検討用模型は、安価で加工が容易な材料を用いるものであり、再現性と精度にやや劣るものの操作性には優れ、予測と評価を頻繁に繰り返す際の検討ツールとして有効である。</p> <p>模型の作製にあたっては、目的により作成するレベル、縮尺や材料、仕上げ方法等を検討する必要がある。</p>

出典：国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)

模型をつかう

景観模型は、景観デザインの考え方や発想、造形、色彩を検討確認する際に重要な手段となる。スケッチパースやフォトモンタージュが平面であるのに対し、模型は立体であるためイメージがつかみやすく、また、発想も生まれやすい。さらに、モデルスコープという撮影装置を使えば、人の視点で検討することができる。

景観設計のための模型は、学術模型や水理模型とは異なり、景観のポイントやイメージが把握できれば良く、制作にあまり費用や手間のかからない簡単な模型制作の手法が考案されている。

- 材料は入手しやすいもの、加工が容易なものを使う。
- 短時間につくれる。
- 安い費用でつくれる。
- 運搬や収納性がよい。
- 設計図書（横断図等）との比較検討ができる。

なお、河川の模型の作り方については、「多自然型川づくりに役立つ 川の模型のつくりかた」((財)リバーフロント整備センター編著、山海堂、1997.5)に詳しく、実際に河川の模型をつくる際の参考になる。



出典：まちと水辺に豊かな自然を

また、河川の模型を様々な場面で活用することで、イメージどおりの川づくりを進めることができる。例えば、計画や設計段階では、整備後の景観のイメージを具体的に共有し、景観の整備内容を検討できる。施工段階では、工事関係者に河川景観の考え方やイメージを正確に伝えられるだけでなく、河岸の起伏や水際線の形状を指示するのにも役立つことができる。

さらに、市民の方々にPRする各種広報活動の際にも興味を持ってもらいやすく、現況写真等と併用することで、これまで以上に理解されることが期待できる。

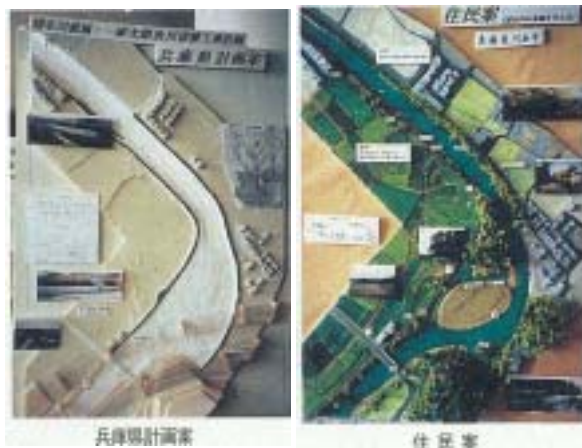


歴史的な利水施設を水辺プラザとして復元した「石井樋」の模型（嘉瀬川）*

【事例】模型を使って改修計画を市民が検討：兵庫県・一庫大路次川 ひとくらおおるじがわ

一庫大路次川では、県の改修計画に対し、自然環境を保全する案を市民が考えた。それぞれの案が対比できるように模型を作成し、市民の考える川づくりを提案した。兵庫県は、こうした提案を踏まえて改修計画を見直し、整備を進めている。

出典：ともだちになろう ふるさとの川
- 川のパートナーシップハンドブック - 【2000年度版】



【事例】ホワイトボードに画像を映し出し意見を書き込む：埼玉県・黒目川 くろめがわ

黒目川では、デジタルカメラで撮影した写真や横断図を、ホワイトボードにプロジェクターで映し出し、繰り返し写真を見ながら断面を議論した。

ホワイトボードを使ったのがポイントで、映し出された図面に書き込めるという大きなメリットがあり、合意形成に向けた取り組みをはかるうえで極めて有効な手段であった。

同じ写真や図面を見ることによって共通の認識を得ることができ、一般論でなく具体的なアイデアが出された。

【事例】3DVR(三次元バーチャルリアリティ)を用いた景観検討：東京都・神奈川県・多摩川 たまがわ

多摩川では実験的に3DVRが試行されている。3DVRは、現実に即したイメージをコンピュータ上に再現し、そのイメージの中を自由に視点を変えて観察することができる。また複数案をモデル化することで、様々な角度から比較・判断することができる。

3DVRでは、直線的な人工物に比べ、植物、水面等自然の表現が表面的になってしまう傾向がある。今後、いかに現実味のあるモデルを作成できるかが課題となっている。



出典：多摩川景観計画について